

「第1回リニア発生土置き場計画審議会」議事録

1. 開催日時

令和5年11月19日(日) 13:30~17:50

2. 開催場所

御嵩町中公民館(大ホール)

3. 出席者

審議会委員：梅内望委員、大畑孝二委員、岡本秀範委員、小栗幸弘委員、籠橋まゆみ委員、
 瀬瀬久美委員、佐賀淳委員、鈴木秀和委員、田中清仁委員、富田啓介委員、
 能登香都代委員、三井栄委員、吉田泰規委員

御嵩町：渡辺幸伸町長、田中克典企画調整担当参事、山田敏寛企画課長、澤田勇介リニア対策係長

4. 審議記録

発言者	発言内容
澤田係長	<p>皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから第1回御嵩町リニア発生土置き場計画審議会を開催いたします。本日司会を務めさせていただきます、企画課リニア対策係長の澤田でございます。よろしくお願いいたします。委員の皆様のご紹介は、後程お1人ずつ意見をちょうだいいたしますので、お手元の委員名簿の配布にて代えさせていただきます。</p> <p>それではお手元に配付した資料を確認させていただきます。①委嘱書、②次第、③委員名簿、④事務局の説明資料3点でございます。1.リニア発生土置き場計画審議会とは、2.環境アセスメント手続きにおける現在の状況、3.フォーラム以降の状況報告、⑤委員の意見としまして提出いただいた資料が一式ございます。以上配布しておりますが、不足等ありませんでしょうか。</p> <p>それでは次第に沿って進めさせていただきます。初めに御嵩町長、渡辺幸伸がご挨拶申し上げます。</p>
町長	<p>それでは皆さん、改めましてこんにちは。御嵩町長渡辺でございます。会場の皆様方には、本日大変お忙しい中、第1回審議会の方にご出席賜りまして御礼申し上げます。また何よりも委員の皆様方におかれましては、急なご依頼にもかかわらず、御嵩町リニア発生土置き場計画審議会の委員に対してご就任いただきまして、快諾いただきまして誠にありがとうございます。委員の委嘱書につきましては本来、私の方から1人ずつお渡しするのが、本意でございますけれども、この後のお時間もございますので委員の皆様方の机の上に置かせていただいておりますので、お受け取り願えればというふうに思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>さて、私はゼロベースで地元と対話をし、地元の理解・合意を得て、JR東海と協議していくということを公約に掲げさせていただきました。審議会は、この方針を具現化する目的で設置をさせていただいたものでございます。リニア発生土の置き場計画や対策に対する疑問や不安、懸念など、その評価や理解には、町民の皆様にも非常に温度差があるというふうに感じてございます。審議会設置につきましては、リニア建設に伴う発生土の課題を早期に解決したいという、地元の声に答えるためにも、また、今後のJR東海と町との協議内容が皆様にご理解いただき進められるよう、様々な視点から話し合い、それぞれの立場で意見を出し合って解決に向けて協議できる合意点を本町に答申いただく場が必要だと、このように考えた次第でございます。</p>

	<p>お集まりいただいた委員の皆様には、それぞれ意見を出し合う中で、解決に向けた、よりよい計画となりますよう、討議を重ねていただき、答申をいただきたいというふうに思っております。限られた時間の中ではございますが、貴重な審議をお願いさせていただきますので何卒、よろしくお願いをいたします。</p>
澤田係長	<p>続きまして会長、副会長の選出に移らせていただきます。会長、副会長につきましては、会の中で互選により決定していただくというふうになっております。いかがでしょうか。立候補その他、事務局への求め等ありましたらお願いいたします。</p>
大畑委員	<p>事務局でもし案があれば、お願いします。</p>
澤田係長	<p>事務局としましては、今回の審議会設置にあたっては、ゼロベースで協議していくことを当初から打ち出しております。したがって会の進行をつかさどっていただきます会長は、御嵩町の今回のリニア問題との関係がこれまで一切なく、中立なお立場の方をお願いしたいと考えております。岐阜大学の三井先生におかれましては、円滑審議や会のコーディネートの経験が豊富な有識者でいらっしゃると思います。また中立なお立場であることから、会長にふさわしいと考えておりますので、事務局から会長に推薦させていただきたいと考えております。</p> <p>また、もう1人の大学の先生でおられる愛知学院大学の富田先生は、審議会の重要なテーマになることが想定される重要湿地に関する有識者であり、副会長として、会長を補佐していただくのにふさわしいと考えておりますので、副会長に推薦させていただきたいと考えております。三井先生、富田先生よろしいでしょうか。その他、委員の皆様いかがでしょうか。</p> <p>(委員全員了承)</p> <p>ありがとうございます。皆様ご了承いただいたということで、会長を三井先生、副会長を富田先生と決定いたしました。就任の挨拶ということで会長、副会長から一言お願いできますでしょうか。</p>
三井委員	<p>岐阜大学の三井と申します。こんにちは。今回、御嵩町のこの問題に関して私は本当に中立の立場であり、かつまだまだ不勉強なことがございますので、これから皆様の審議とともにいろいろ勉強させていただきながら、皆様がこれからよい御嵩町をつくっていくという目標を掲げて、進行を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。</p>
富田委員	<p>副会長を務めさせていただきます。愛知学院大学の富田と申します。今回の審議会、非常に重要なものであると私も考えております。御嵩町は、非常に緑が豊かなところで、そこが御嵩町の重要な資源だと思っておりますが、これをどのように考えていくかというところ、皆さんと一緒に考えていければと思います。円滑なご審議のほど、どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
澤田係長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして町長より会長への諮問に移らせていただきます。町長より会長へ諮問書を手交させていただきますので、少し場所を移させていただきます。</p>
町長	<p>以下の通り諮問をさせていただきます。</p> <p>御嵩町リニア発生土置き場計画審議会会長、三井栄様。諮問理由を先に述べさせていただきます。</p> <p>本町を通過するリニア中央新幹線の工事計画では、その大部分がトンネルに当たり、町内工区の工事掘削では、要対策土を含む約90万㎡の発生土が生じる計画となっております。本町は、リニア建設事業の沿線町として、リニア開通の早期推進を求める立場は変わりませんが、事業者であ</p>

	<p>る、東海旅客鉄道株式会社（以下 JR 東海という。）から、町内での発生土置き場計画を提案され、これまでその対応を協議して参りました。しかしながら、JR 東海の置き場計画につきましては、地元から反対や懸念が表明されており、また、町民からの意見も様々な状況にあります。JR 東海と町及び町民が解決に向かって真摯にともに協議を進めていくには、盛土の安全性や自然環境、生活環境への影響など、地元を含む町民からの計画に対する意見を多方面から集約し、それぞれの理解や合意を得た検討、評価が必要と考えております。以上のことを鑑みまして、リニア建設工事に伴う発生土置き場計画の解決に向けて、今後、JR 東海との協議に臨む方針について、貴審議会への意見を求めるものでございます。よろしく願いいたします。</p>
澤田係長	<p>ここで、町長は次の公務のため退席いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>では進行を進めさせていただきます。報道機関の皆様にご案内いたします。この後の議事につきましては、撮影や録音はご遠慮いただきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。本日の出席委員は 13 名と規定により、過半数以上でありますので、本会議は成立しております。また、会議の議長には規定によりまして、会長が務めることとなっておりますので、これ以降の会の進行は三井会長にお願いさせていただきます。三井会長、よろしく願いいたします。</p>
三井委員	<p>それでは規定に基づきまして議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をいただきながら、円滑な審議を進めて参りますので、よろしく願い申し上げます。以降、着座にて失礼いたします。</p> <p>それでは議事といたしまして、リニア発生土置き場計画審議会の環境アセス、フォーラム以降の現状報告を事務局からご説明お願いいたします。</p>
田中参事	<p>それではお手元の資料「リニア発生時場計画審議会とは」をご覧くださいければと思います。まず御嵩町の方から、この審議会は何を目指してご審議いただく場として設置したのか、目指す姿や趣旨、役割など、初めにご説明させていただきます。</p> <p>まず、設置の理由についてです。昨年度、本町は要対策土の受け入れを前提に、町民の皆さんが抱く不安や心配の解消を目的にフォーラムを開催しましたが、終了後も不安や心配、理解・反対、様々な意見があります。この審議会では受け入れ前提は無くしてゼロベースで、JR 東海の計画に対する評価や意見を多方面から集約することを目的に設置しており、JR 東海と解決に向かって協議が進められる町の回答ベース、方針といえますか、町民の皆さんや町が、JR 東海と双方で合意できる内容を目指したよりよい計画にまとめていただくことを期待しております。この趣旨に沿って多様な意見を集約できるよう、広く各界各層から、また地元の方、関係団体、公募委員に加えまして、有識者の方も選任いたしました。課題の整理や、検討、選択の実現性を高める話し合いをしていただければと思っております。話し合う内容の前提としましては、要対策土を含む約 90 万㎡の発生土が生じること、坑口付近でその発生土の置き場計画の提案があること。これを踏まえまして、この審議会では、結論ありきではなく、意見を出し合い、他人の意見を聞き、解決に向けた結論に導く審議をしていただきたいと思います。本審議会では、合計 7 回の審議を見込んでおまして、町に審議会としての結論、答申意見の提出をお願いしたいと思っております。審議会の役割は原則そこまでで、それ以降、答申を受けました町が JR 東海との協議に臨む方針を決定し、合意に至る協議をして参ります。その中で、JR 東海との交渉や協議、合意の状況によりましては、審議</p>

	<p>会に改めて報告や再確認をさせていただくこともあり得るかと思っておりますので、その点はよろしくお願いいたします。リニア審議会とは、につきましては以上でございます。</p>
三井委員	<p>ありがとうございました。ただいま事務局からご説明とご報告がありました。委員の皆様方におかれましては、今のご内容を踏まえて、審議のほどお願い申し上げます。何か今のご説明等に質問等ございますか。</p>
大畑委員	<p>諮問書のコピーを後からください。今の説明の目指す姿、JR 東海と双方が合意できる内容を目指すとのことについて、そうなったら一番良いと、もちろん私も思いますが、基本的に JR 東海が審議会にいらっしゃらないから、そこでの交渉は、審議会が直接やれるわけじゃないことと、JR 東海の希望と認識の違う委員もいらっしゃるんじゃないかと思います。なのでこれはちょっと幅広くとらえていただいきたいなと思います。基本的に、諮問書にあったとおり、御嵩町にとって何がプラスかという視点で発言させていきたいと思っておりますので、一言お願いします。</p>
三井委員	<p>ありがとうございました。事務局の方から何か回答の方ございますか。</p>
澤田係長	<p>今の件に関しては、承知いたしました。もういくつか説明資料を用意させていただいておりますので、事務局からの説明を続けさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>続きまして、環境アセスメント手続きにおける、現在の状況につきまして説明をさせていただければと存じます。</p> <p>1 ページ目でございます。緑色の部分で矢印が引っ張っておるところでございますけれど、東京-名古屋間のリニア本線工事全体のアセス手続きになります。平成 23 年に環境影響評価方法書、それから、平成 25 年に環境影響評価準備書、平成 26 年に環境影響評価書、計 3 種類が作られました。沿線市町、県、国土交通省、環境省の意見も反映しながら、深度化していったものでございます。</p> <p>平成 26 年の環境影響評価書の中で、発生土置き場につきましては、別紙の通り記載がございます。11 廃棄物等、(1) に対する事業者の見解の欄中、上のマーカー部分をご覧ください。こちらに「具体的な位置、規模等の計画を明らかにすることが困難かつ環境への影響が大きい付帯施設である発生土置き場を新たに当社が今後計画する場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後に、環境保全措置の内容を詳細なものにするための調査及び影響検討を実施します。」とあります。また、下のマーカー部分でございますけれども、「工事の着手までに県及び関係市町に報告するとともに、工事説明会等において、地元の方々にわかりやすくご説明して参ります。」と示されました。この後でございますけれども、工事实施の認可がおりまして、リニア本線工事は平成 30 年に着工となりました。岐阜県内の工事も順に着手する中、御嵩町においては、美佐野トンネルヤード整備工事の環境保全計画書が令和 3 年に送付されまして、着手をしているところでございます。</p> <p>先ほどご説明しました発生土置き場が御嵩町で新たに計画されたことに伴い、今後どのような流れになるのか、現時点はどの段階なのかを説明させていただきます。御嵩町の置き場計画は重要湿地に該当すること、それから JR 東海が町有地を購入し、要対策土を恒久処分することがわかっています。昨年度、町はリニア発生土置き場に関するフォーラムを開催し、受け入れを前提とした中で、有識者を交えて、計画の詳細確認を行いました。フォーラム終了後、課題や懸念による反対、その他様々な意見があり、解決に向けた JR 東海との協議に臨む形に意見集約されていない状況です。この審議会につきましては、ゼロベースで答申としてまとめていただきます。従って、環境影響検討書の提出に始まる本格的な手続きの前</p>

	<p>に、答申を受けて方針を決定した町と JR 東海との協議・合意が町民の皆さんの理解を得て整うことを目指している、現時点はその段階にしていることをご理解いただければというふうに考えております。</p>
山田課長	<p>続きまして、審議会で委員の皆様にご審議いただく前提に必要と思われる、JR 東海から報告を受ける等、町が把握したフォーラム以降の置き場計画の動きや現状について、10 分程度で、簡単に報告させていただきます。資料は「リニア発生土置き場計画に関するフォーラム以降の現状報告」をご覧ください。</p> <p>まず、候補地 A の用地取得状況についてです。添付した別紙「発生土置き場 A 候補地内町有地と赤道」をあわせてご覧ください。緑の線で囲った範囲が、候補地 A の土地改変範囲です。改変範囲に係る候補地の大部分は民有地であり、水色の部分ですが、一部町有地があります。届け出書によりますと、JR 東海は発生土置き場の利用目的として、民有地の地権者から、現在、ほぼ自社用地として取得しております。なお、候補地 A 内の町有地に対する賃借または売却の意向は JR 東海からまだ示されておられません。</p> <p>次に、美佐野トンネル坑口ヤード工事からの発生土の搬入計画についてです。JR 東海から報告があり、ヤード工事は当初、ヤード計画範囲内で表土の盛り土、切土による発生土を使って、必要な広場を造成する予定でしたが、想定より多くの発生土が生じることになったため、ヤード工事による一部の発生土は、候補地 A に搬入する計画で進めたい旨の意向でした。この変更は、候補地 A の改変範囲に影響することはないとのことです。なお、ヤード工事による、一部の発生土を候補地 A に搬入するにあたり、発生土に対する重金属等の検体検査の実施は未定であるとのことです。</p> <p>続きまして、フォーラムの最終回では、御嵩町から JR 東海へ確認や説明の報告を求めた事項をお示ししています。このうち、一部について、11 月 13 日に JR 東海から回答がありましたので、町ホームページに掲載いたしました。詳細は後程、ホームページからご確認いただければと存じますが、ここでは概要をそれぞれ報告させていただきます。資料は「御嵩町から JR 東海へ求めている協議事項」をご覧ください。</p> <p>まず 1 番目の希少種の保全についてです。町から希少種の再調査結果、保全策の再検討結果の報告を求めましたが、JR 東海から候補地 A、B の調査範囲内で行った植物の重要な種の再調査結果の回答がありました。重要な種の選定は、最新の御嵩町レッドデータブック 2013 など文献及び法令に記載のある種として追加調査した結果、4 ページの通り、調査範囲内には黒字で示した重要な種の存在が確認され、また赤字で示した種が、改変範囲内に確認されました。カキノハグサが追加で確認されています。なお、具体的な確認位置は希少種保護の観点から、公表は行いませんが、委員の皆様には別途、目視の機会を提供して対応いたします。5 ページに移ります。JR 東海は、当初計画では重要な種の主な生息地の改変の程度と、周辺に同様な生育環境があるか等の視点で、環境保全措置の実施の有無を提案していましたが、改変範囲内に確認された重要な種は、ハナノキに加えて、すべて移植播種による環境保全措置を実施することに変更することです。</p> <p>次にウラン鉱床についてです。町から、南垣外工区の先行掘削でウラン鉱床に地質が類似している土岐夾炭累層の終端を事前に確認するまでは、美佐野工区から工区境に向けた掘削は行わないことの確認を求めました。資料 1 ページになりますが、JR 東海からケース 1、ケース 2 の事前確認をすること、万が一、ウラン濃度の管理基準値に適合しない発生土が出た場</p>

	<p>合は、町外の管理示方書作成区間である南垣外工区で実施することも検討するとのことです。なお、参考として、隣接する南垣外工区における発生土は、毎日ウラン濃度を調査しており、その各年度の最大値を示した調査結果は1ページの表の通りで管理基準値77以下に対して、最大で13であることの報告がありました。また、美佐野工区も含め、リニア本線が通過するウラン鉱床に地質が類似している区間では、ウランを目的としたボーリング調査を4ヶ所で行っており、その調査地点とウラン濃度分析値の結果が報告されました。管理基準値77以下に対し、本町次月地区の結果は5.7、2.0であり、基準値を超える、または基準値に迫るウランの発生はありません。</p> <p>次に、3番目の盛土構造の安全性についてです。町から盛土の地すべり防止設計に留意した円弧安全率の計算結果の最終報告を求めました。資料は1ページから9ページまでになりますが、JR東海から候補地A、Bの盛土すべての滑り面で安定計算した結果、常時、地震時のいずれの最小安全率でも判定基準を満足する結果であることが示されました。また10ページにある通り、この発生土置き場の盛土設計に際し、JR東海は定めに従って、公的専門研究機関である岐阜大学へ安定解析結果に対する意見を依頼し、岐阜大学の有識者で構成される高盛土委員会において、盛土や底地の地質も鑑み、盛土設計は基準を満足することが確認されたとのことです。なお、高盛土委員会からJR東海に送られた評価報告書は、当該報告とともに町事務局にて現物確認しております。</p> <p>次に4番目の排水設備、暗渠排水についてです。町から排水設備が十分とする計算根拠の提出を求めました。次の資料の2ページにある通り、JR東海から造成計画を深度化したところ、最新の造成計画に基づく必要な排水設備の容量は、赤字の通り変更しましたが、いずれも計算容量を満足する結果であったことが報告されました。以降のページは林地開発許可申請の手引きに従った計算過程の説明となっております。</p> <p>あわせて、第6回フォーラム会場の参加者からの質問に対する回答もありました。1番目の水質検査について、排水時点で河川基準の値で排水するべきではないか、についてです。JR東海からは、水質汚濁防止法にのっとり、当初の計画通り、調整池からの工事排水は、環境基準ではなく、排水基準に適合していることを確認して排水すること。また、放流部でのモニタリングや放流前の排水希釈などの措置を行うことで、候補地Aは、可児川に合流する可児川支川地点で、候補地Bは可児川に合流する木屋洞川地点で、いずれにしても、環境基準に適合するように対応して排水するとの回答でした。</p> <p>次に2番目の盛土造成による水の減少など、周辺の湿地に対する影響についてです。JR東海からは、平成26年のリニア本線工事に係る環境影響評価書で整理した通り、この地域の湧水湿地は、形成する表層の地層から降水や湧水が地中深くに浸透しにくく、地表面に水がたまりやすい環境であること。その上で、表流水は地形の傾斜に沿って流れるため、表層の地下水も傾斜に沿って流れるため、置き場を造成したとしても、湿地の谷底の範囲への流れは変わらないとのことです。</p> <p>町がJR東海から受け取っている回答は以上でございます。その他、未回答分については、受け取り次第ご報告させていただきます。以上です。</p>
三井委員	<p>ありがとうございました。それではただいまご説明いただきました環境アセス、フォーラム以降の現状報告につきまして何かご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>フォーラム以降の現状報告の中で、初めて聞く内容がいっぱいあるんですけど、一つ目、用地はほとんどJR東海が取得したと、そう書いてあり</p>

	<p>ますよね。この絵（別添資料）がおそらく民有地を示してる絵だと思うんですけど、ということは残りは町有地だけですよっていう意味ですよ。何を言いたいかっていうと、フォーラムでまだいろんな方向が出てない、これから審議会もやりますよとわかってる中で、こういうふうに勝手に先行して取得するっていうのはどういう姿勢なのかなと思うんですけど、御嵩町は、買いますよということで聞いているのですか。</p> <p>2点目、ヤード工事の発生土も候補地Aに搬入する計画だと。全然聞いたことないよね、今までにこれ。こういう新しい事が出てきて、審議会やるっていうことになると、どこまでを対象としてやるのか。新しい事がどんどん出てきたら、それも対象にするのか。</p> <p>それからさっきの第6回フォーラムの回答もそうなんだけど、何で御嵩町が説明するのか。JR東海の宿題は、フォーラムの中で回答してきた。ということは、町民に対して回答をしないといけないんじゃないの。その三つ、御嵩町の考えを聞かしてください。</p>
三井委員	事務局の方からご回答お願いいたします。
山田課長	<p>候補地Aの民地について、買うかどうか聞いていたのか、というところですけども、売買がありますと、町にも書類等が回ってきますので、それで確認したというところでございます。</p> <p>また、候補地Aにヤードからの発生土を置く、という話ですが、JR東海よりそのように聞きまして、フォーラム終わった以降の話でしたので、審議会の時には、それを皆さんに伝えます、ということで受け取ったものです。</p> <p>あと、これらの回答を町のホームページではなく、JR東海から町民に報告、説明するべきではないか、というところですが、まずもって今回、審議会の参考とするため町から説明しましたが、どこかではJR東海から説明する場面も必要かと思いますが、今のところ、この審議のために町から概要を説明させていただいたものになります。</p>
三井委員	鈴木委員よろしいですか。
鈴木委員	<p>そうなんですけど、先ほど申した通り、審議をまだしようという段階じゃないですか。3月にフォーラム終わったところですよね。そして、もう今になってほとんど買いましたって言うわけですよ。そういう姿勢というのは、ものすごく不信感出ますよね。それで合意に持っていきましょう、という随分都合がいい話だという感覚があるんですけど、それを踏まえてこちらで審議するしかないと思うんですけど。あと、工事ヤードの土を、候補地Aに入れるというのは、これこそ全く今まで話も出ていない話なので、いかがなものかな。審議会が始まるから、早く出してやろうと、そんなふうに感じれますよね。JR東海のそういう姿勢はちょっといかがなものかな、という気がしますよね。以上です。</p>
三井委員	ありがとうございました。
小栗委員	<p>上之郷地区の小栗と申します。私も鈴木委員と同じ思いなんですけど、もう少し具体的に数字で報告して欲しい。民有地をほぼ取得した、ということは、まだ一部残ってるということですよね。民有地何人のうち、何人の地権者が売却されたか、その数字を言ってもらえませんか。</p> <p>それとですね。ヤード工事の土を候補地Aに持っていくなんてことは、次月の説明会でも話がなかったのですが、これ御嵩町も本当に知らなかったんですか。ちょっとやり方がえげつないなという気がするんですけども。</p> <p>もう一つ、ヤード工事の発生土について、（重金属等の）検査をして欲しいということを何度かJR東海に申し入れてるんですけど、やらない。その理由は、（ヤード造成地である）押山には、人が住んでいたから安全だ</p>

	<p>ろうという、そういう姿勢なんですね。だけど、ここで書いてあるのは、重金属等の検体検査の実施は未定だということ。これやるということですか。それを期待していいんでしょうか。もしご存知でしたらお答えいただけないでしょうか。</p>
田中参事	<p>事務局の方からお答えいたします。購入のところのお話です。地権者の数と取得している面積につきましては、国土利用計画法に基づく土地売買届出書というのが、御嵩町を経由してありますので、そこで数字は把握しております。また、あくまで JR 東海と売買された地権者個人の方の財産になりますので、地権者が何人いて、ということは御嵩町の方からちょっとお答えするのは難しいということで、ほぼ取得した、ということでお伝えさせていただいております。ほぼ、ということで、ほとんどを取得しているということに変わりはありません。</p> <p>ヤード工事（の発生土を搬入する計画）の件、御嵩町がいつ知ったのかというところで、フォーラムが終わりまして、JR 東海からこういった話がありましたので、今回、審議会で審議していただくにあたっては重要な事項ではないか、というふうに私も感じておりますので、この場でお伝えをさせていただきました。</p> <p>また、検査については、この報告があったときに、JR 東海には確認しまして、先ほどお伝えさせていただきました通り、検査をするかどうかにつきましては未定だということで、そこについて答えはなく、未定だという回答でした。</p>
小栗委員	<p>押山のトンネルの坑口付近、あそこの地質図を見ますと、ある時は花崗岩で色塗りされてて、またある時は美濃帯の砂岩と、こういうふうに表現して、説明資料によってバラバラ。これは一体どちらを信用すればいいのか、ということで、もし美濃帯であれば、あそこには酸性化する恐れのある土があり、或いは有害金属が基準値を超える場合もあるんですね。だから検査をして欲しい、ということは何回か JR 東海には申し上げたんですが、どちらの地質図が本当なのか、そこをはっきりさせていただきたいんです。美濃帯ならやはり検査をしていただきたい。或いはウランのガンマ線の放射線強度、これもやはり調べておく必要があるんじゃないかと思えます。そういったことがわかればまた報告をお願いいたします。以上です。</p>
三井委員	<p>はい。ありがとうございます。鈴木委員お願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>一つ最後確認します。ヤード工事の発生土を候補地 A に搬入する計画で進めたい旨を聞いた、と町はおっしゃってましたけど、これいつですか。正確にお願いします。</p>
田中参事	<p>5月12日になります。</p>
佐賀委員	<p>やはり同じ部分の指摘です。ヤード工事の発生土を候補地 A に搬入するっていう、この言い方はあたかも本体工事に支障起きますよっていうようなことを、言外に入ってるように思います。昔の話でいうと、JR 東海は、要対策土は出ることには分かっている、御嵩町は随分後になって説明を受けたはず。フォーラムが始まってからも、候補地 A 健全土の方に、要対策土の仮置をしますと言った。どんどん後からいろんな要求が来るっていうのは、他の工区からも実例があります。このような、JR 東海からの要求を際限なく、受け付けるおつもりですか。</p>
田中参事	<p>今、審議をしていただくにあたって、発生土置き場の関係で、情報の提供をしておかないといけない、というふうに判断してるものにつきましては、今回、すべて報告をさせていただきました。今後、審議の進む中で、また JR 東海から、そういった話があるかどうか分からないですけども、ありましたら、それは審議会の皆さんにとって必要な情報だと思います。</p>

	すので、速やかに提供させていただきます。
籠橋委員	籠橋といます。私は、このヤード工事の進め方ですね、先日確認したら、もうすでに破壊されて、何もなくなってしまってたんですけど、これはすごく重要なことだと思うんですけど、JR 東海のこの不誠実な対応について私はすごく不信を持っているんです。それは、このヤードの工事を進めるについて JR 東海は町民に説明した、これは多分、当時の環境審議会と生物環境アドバイザーに説明をしたということだと思うんですけど。ヤード工事に入る前に説明会をやっていますよね。環境審議会と生物環境アドバイザーに対して説明したんですよ。ですけど、この時の環境審議会と生物環境アドバイザーは、調査した人は1人もいないんですよ。ここのヤード工事の希少種の調査をした人が誰もいないところで説明してるってことです。JR 東海は、私がアドバイザーをやっていた 2019 年までに報告会を1度もやりませんでしたよ。やるやるって口だけで約束して、それで情報提供をしてくれてと言われて随分協力したんですけど、未だに私に対しては報告会を一度もやらなかったです。情報提供者に何の説明もなく勝手に破壊をしたってことです。あそこにも随分希少種がたくさんありましたよ。それがもう今は無いですよ。みんな削ってしまってる。手続き上は環境審議会とアドバイザーに説明すれば良いのかもしれないですけど、とても不誠実ですよ。JR 東海はそのアドバイザーの中に情報提供者が誰もいないことを知っているわけですから。誰も文句を言わないことを知っていて、説明会をやってるんですよ。私に聞くべきだった、情報提供したんですよ。ヤードの中に（希少種は）ありますかって一言聞けばよかったのに。保全するつもりは何もなかったってことだと思いますけど、とても乱暴なやり方だと思います。以上です。
三井委員	ご意見ありがとうございます。
富田委員	審議に関わることかと思うので、手短にお尋ねしたいんですけども、今話題になっている候補地 A にヤード工事の発生土を入れるという件ですけども、これ盛土の形状が変わるという理解でよろしいですか。
山田課長	今聞いている JR 東海からの説明では、形状は変わらないと聞いております。
富田委員	量が増えるのに形状が変わらないっていうのがちょっと不思議なんですけど、どういう理解をすればよろしいんですか。
山田課長	（最初に聞いたときは、）そのあたり私も不思議だと思っていましたが、そもそも（候補地 A へ）40 万 m ³ 、（候補地 B へ）50 万 m ³ （搬入する計画）というのが「約」（おおよその土量）であるというところで、変わらないという答えでした。
富田委員	ちょっと、にわかには信じられないので、ご確認いただきたいのと、もし仮に形状が変わるとしたときに、先ほどご説明いただいた安全率の計算のところがおそらく数値が変わってくるのではないかと思うんですね。数値を拝見すると、この安全率、満足している数字ぎりぎりのところが所々あるんですけど、これがちょっと心配だということなので、ちょっとその辺りを確認していただくとありがたいなというふうに思います。以上です。
山田課長	はい。切り盛りで少し切る方が大きくなったと聞いてますので、量的なもの形状的なものを再確認しておきます。
能登委員	今の問題で、美佐野トンネル坑口ヤード工事からの発生土の搬入計画って書いてあるんですが、当初の見積りよりも想定よりも多く発生土が生じるというこの杜撰さ、工事をやるにあたっては多分 JR 東海も、とても慎重に計画を立てていらっしやっただとは思いますが、その次に、ヤード工事の発生土も、候補地 A に搬入する計画で進めたい旨の意向があったと。意

	<p>向があった時、町はどのようにお答えになりましたか。まだ答えは出てないということでストップしていらっしゃるんですよね。でないと、フォーラムをやった意味がないんですよね。あれだけ時間をかけてフォーラムをして、地域の人命がかかっている問題ですから。このような本当に杜撰な報告書を出される JR 東海に対して、今までの資料を信じてくださってと言われても、とても「はい、そうですか」とは言えない。そして、重金属等の検体検査の実施は未定。未定などという言葉を使える JR 東海の立場はよほど強いものなんじゃないでしょうか。それだけです。</p>
三井委員	<p>ありがとうございます。（JR 東海からの）この意向があったことに対して、町はどのような対応されたかということだけ確認できればと思います。</p>
山田課長	<p>当然、答えを出しておりませんので、審議会の審議の参考ということでご説明させていただきましたが、審議会中に良い悪いを当然、町が JR 東海に対して回答することは一切ありませんので、お願いします。</p>
瀧澤委員	<p>瀧澤と申します。今、JR 東海の計画が杜撰だ、というようなお話がありました。当初このヤードについては、計画では、土が足りないから、可児市から持ってきますよっていう話でしたよ。それがもういらぬよということ、そして今回は余るからということで、その辺のことが曖昧な、そういう設計であったかなというふうに思います。</p> <p>それから、重要湿地の押山川から木屋洞川のエリアに入るわけですが、そうした議論をしておる最中、私は、上之郷リニアトンネル残土を考える会の推薦で本日来ておりますが、盛土の危険性についても非常に懸念しておるわけですが、そうした中で、そういう結論がまだ出ていない段階で、一方的にヤード工場の残土をそこへ持っていきますということと言われるのは、やはり実績作り、アリバイ作りに近いようなことかなというふうに思いますので、それについては、進めるんじゃないかと一時ストップと、そういうことが必要じゃないかなというふうには思います。</p>
三井委員	<p>ありがとうございます。現在の状況に関しては、今、町としてはどのように対応されてるか、ご説明ください。</p>
田中参事	<p>元々、ヤード工事につきましてはヤード工場の計画地内で発生する土は、ヤード工事内で収めて作るという計画で上がっておりまして、今でもそのように聞いています。その中で、今回、ヤード工場のやる中で、ヤード内では収まらない発生土が出てくるので、それを候補地 A に持っていきたいという意向が伝えられております。御嵩町は、候補地 A も含めて計画は決まっていらないものではないので、そういう意向を JR 東海が出しているということを今回、皆様の方にお示ししたというところで、何かこれについて町から分かりました、と言ったわけではないというのが現状です。</p>
三井委員	<p>よろしいでしょうか。鈴木委員お願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>この場合は正直、御嵩町をいじめるためにやっているわけじゃないんですよ。回答（答申）を作ろうということで集まっているんですけど、回答を作るための向こう（JR 東海の置き場計画）の中身がどんどん動いていっているのが問題だということをおっしゃるだけなんです。だから、それをどう整理しますかって、一旦ちゃんと JR 東海に説明させる機会を設けますか。そうしないと、我々はフォーラムが終わった時の状態で審議をするんだと理解してたんですよ。ところが目新しい話がどんどん来ちゃって、もうこれは、御嵩町に責めても仕方ないんでね。審議をどう進めたらいいんですかっていう点で、ちょっと考えないと。いくら御嵩町におかしいじゃないか、と言ったところで、始まらないと思うんですけど、そこは一旦、会長の方でどうするのかを含めて整理してもらった方がいいかなと思うのですが。</p>

三井委員	<p>まず一点、皆様からの懸念事項が、今の時点から状況が変化してしまう、もしくは JR 東海が用地取得を進めていることも含めて、一旦、少なくとも審議会が終わるまで、現状をきちんとご説明いただくのにあわせ、止めていただくことを要望することではいかがでしょうか。</p> <p>町から JR 東海に対して、このあと変化することにより、皆様、不信感しかなくなってしまうこともお伝えいただき、今進めていらっしゃるところは、一旦ストップしていただく。そして、現状までの状況をご説明いただく、ということでもよろしいでしょうか。その状態をきちんと情報共有いただき、それからまた一つずつに関して、皆様からご質問いただき、それに対して、町との合意点が見出せるかということを考えていく会、という形で進めたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
大畑委員	<p>今の話に関連して、フォーラム以降でこれだけの動きを一方向的にされていることに対して、もうすでに審議会では JR 東海に対して非常に誠意がないという認識であることを伝えていただきたい。</p> <p>それから、フォーラムの資料をいただいて、町と JR 東海のやりとりがよく分かったのですが、2022 年 7 月 5 日で記録が終わっているのも、それ以降の資料をいただけたらありがたいなと思います。基本的な情報として知りたいなと思いますのでお願いします。</p>
澤田係長	<p>今ご紹介いただいた資料ですけれど、町と JR 東海との協議のやりとり、というものだったのでしょうか。こちらは、令和 4 年ですけれど、これまでどんな協議をしてきたんだという、町議会議員からの資料請求とかがあって、町で用意させていただいた資料です。こういった指摘も今後なるべくないように、ということでフォーラムを公開の場でやっていったという経緯がございます。その都度、基本的にオープンな場のフォーラムで協議をしてきているものですから、特にここに特出しするような情報はないとも思うのですが。</p>
大畑委員	<p>まさしく先ほどの 5 月 12 日に JR 東海から聞いた話の件など、そのような情報を知っておきたいので。そんなにたくさん情報は無いのかもしれませんが、事実関係の情報をちゃんと出してもらわないと。</p>
田中参事	<p>分かりました。先ほどの 5 月 12 日の話とか、11 月 13 日にフォーラムの打ち返しということで、報告を JR 東海からもらいまして、そこで聞いておりますので、そういったものをお渡しできるようにまとめて準備しておきます。</p>
三井委員	<p>一旦確認なんですけれども、（第 3 回フォーラム別冊資料の）18 ページのところの部分、2022 年 7 月 5 日で止まっているので、それ以降、町と JR 東海がやりとりをされたことがあれば、追加で記載いただき情報共有いただきたいと、例えば JR 東海から皆様が今回、初めて知った事実というのも、多分そのやりとりがあるから知りえた情報だと思いますので、きちんと明記することによって、町がいつ把握して、今回出しているかということも明確になるとと思いますので、資料の方お願いします。よろしいでしょうか。</p>
大畑委員	<p>民有地をもう JR 東海が買ってしまったようですが、後どのような手続きをしたら、JR 東海は残土を入れられるんですか。すでに入れようと思えば可能ですか。</p>
田中参事	<p>お配りさせていただきました資料、「環境アセスメント手続きにおける現在の状況」の 3 枚目になりますが、JR 東海がヤードの土を移したいと言っている置き場 A の話も、ここでいう環境影響検討書の提出の中に入ります。先ほど説明させていただきましたが、御嵩町はその前の段階で、今この審議会という形でやっておりますので、今この状態で、JR 東海が自社の土地として、（発生土を）入れる、何かするというのは、この検討書</p>

	がまず始まってこないとされない、という状況です。
三井委員	今の状態では、この土地に何かアクションを起こすということはできないという理解でよろしいですか。
田中参事	そういう認識です。
三井委員	それでは、まだご意見等あると思うんですけど、順番にこの後、それぞれ一言ずつご発言いただこうと思います。並び順でまず梅内委員の方から順番に先ほどご発言いただいた方も、発生土置き場についての、各委員の皆様からのご意見をお願いします。時間にも限りがございますので、13人おります、1人10分以内でということ、お願いできればと思います。事務局の方が10分経過、きっちりではなくても構わないんですけども、あまりにも超過する時にはチャイムの方をお願いします。では梅内委員からお願いいたします。今の見識でも構いません。よろしくお願ひいたします。
梅内委員	梅内と申します。いろいろ調査をして工事の進め方などをしっかり計画してから進めてもらいたいと私は思っています。
三井委員	ありがとうございます。続きまして大畑委員、お願ひいたします。
大畑委員	<p>私からは、希少鳥類のサシバとミゾゴイについてお話しさせていただきます。</p> <p>配布資料は、日本野鳥の会が、御嵩町含めて、関係機関に対して提出した要望書です。今までは自然環境の問題としては重要湿地ですとか、ハナノキ中心ですが、サシバ・ミゾゴイという非常に希少な鳥が生息している、繁殖しているということで要望書を出しました。サシバといっても、なかなかご存知ない委員の方もいらっしゃるかなと思ったのでサシバとミゾゴイの小冊子もお配りしました。私のサシバとミゾゴイの関わりですが、豊田市自然観察の森で20年前からサシバの住める森づくりという事業をしています。サシバの生態調査を大学の先生らと共同研究してきたのと、現在もサシバの餌資源を維持、復元しようということで、休耕田に水を張って、餌であるカエル類の産卵環境づくりをしています。カエルが増えればヘビが増えるということです。2010年ぐらいからは、トヨタ自動車愛知県の豊田市と岡崎市の境で行う新研究開発施設建設事業に関わり、現在は環境監視委員をしています。お配りしたサシバの冊子、ミゾゴイの冊子、今日は時間がないので説明しませんが、これはトヨタ自動車から提供いただきました。この事業でもミゾゴイとサシバの生息が確認され、特にミゾゴイの生息が見つかって、その保全が大きな課題となりました。世界的な希少種なものですから、いろいろ私たち野鳥の会も含めて議論してきた中で、大幅に計画も縮小し現在は工事が進んでいます。そういう中で、調査したことを含めて、普及教育用に冊子が作られました。この冊子は、トヨタ自動車のホームページにも出ているので、傍聴者の方も見られます。</p> <p>サシバは、2006年に、非常に数が減ってきて国の絶滅危惧Ⅱ類に選定されました。個体数の減少が大変心配されています。今もそのままの状況変化は変わっていません。JR東海は、保全対象種としていますが、保全策は営巣木を外すということだけです。サシバは、アカマツとかコナラとか、いろんな木の上に巣を作ります。過去の営巣木だったところだけ少し外したというものです。基本的にあのエリアのどこでも巣を作る可能性があるもので、過去の営巣木を外しても保全策にはなりません。予定地でのサシバやミゾゴイの調査は、籠橋委員を中心に地元の日本野鳥の会の会員が行っています。能登委員も協力いただいています。私も何度か調査に入りました。サシバは2つがい程度、あそこにはいますが、もともと里山の鳥ではあるんですけど、非常に警戒心も強く、調査なんかで入る時もかなり気</p>

	<p>をつけないと、放棄してしまうことはよくあります。雛がいるとその年は何とか育つんですけど、翌年は場所を変えたりするので、非常に警戒心も強い。今年はヤード近くのつがいは営巣して雛がかえりましたが、もう一つの方は、繁殖に失敗しているようなんです。これも原因がはっきりしませんけど、人が繁殖期に調査とか含めてですけど、出入りするだけでも、営巣をやめてしまう可能性も十分ある。長年サシバを見ていて、ここでの状況を考えた場合には、これだけの残土計画、関係車両の行き来、人の出入り含めて、サシバが営巣をやめてしまう可能性が高いと思います。サシバは、100ha ぐらいを行動圏とし生態系の頂点に立つ生き物なので豊かな餌資源、自然環境が無いと生息できません。サシバは奄美大島以南からフィリピンまで渡り越冬します。私もフィリピンに越冬の様子を見に行きました。サシバは国際的に注目されていて繁殖地、中継地、越冬地の関係者が集まって国際サシバサミットを各国で開いています。</p> <p>ミゾゴイに関しては IUCN と略していますが、国際自然保護連合が作成する世界のレッドリストの絶滅危惧種に入っているサギの仲間です。ミゾゴイは非常に数が少なく、少し前の推定数は、世界で1000羽ぐらいとされていました。このミゾゴイは、日本でしか繁殖をしない鳥で冬場はフィリピンとか東南アジアに渡っていくとされています。4月に渡ってきて、夕方に「ボー、ボー」という声で鳴くのですが、非常に鳴く回数も少なく、個体にもよりますが、5月の連休ごろに鳴いて、後はほとんど鳴かず見つけることが難しい鳥です。確認が大変難しいんですが、籠橋委員らの調査で、巣や姿の確認等もあり繁殖しています。枝の先に枯れ枝を組んで作るので、非常に特徴的です。この巣も何ヶ所も見つかっていて、明らかにここで繁殖しています。ミゾゴイは、水辺や湿った所にすむサワガニとかミミズなどが主な餌です。暗い林が好きです。ハナノキは水辺や湿地にある植物ですけど、そういった環境があつてこそミゾゴイも生息するのだと思います。</p> <p>これらは御嵩町の町民にとっても非常に宝物ですし、ハナノキだけでなく鳥類の観点からも非常に貴重な一帯であると思います。</p> <p>JR 東海には、8月4日に要望書を持って直接話をしてきました。ミゾゴイに関してはそもそも保全対象種にすらしていないので、ぜひ対象種にして欲しいという話をしてきたところです。繰り返しになりますが、今の計画がそのまま実行された場合には、サシバ、ミゾゴイなどの希少鳥類がいなくなってしまう可能性が非常に高い、というふうに認識をしていて、日本野鳥の会としても要望書を出したという状況です。以上です。</p>
三井委員	ありがとうございます。続きまして、岡本委員お願いいたします。
岡本委員	岡本です。よろしくお願ひします。先ほどの話ですすね、情報共有ということなんですけども、ちょっと細かいですけども、今日配布された様々な回答ですすね。これは一応受けとめた、というふうにするわけでしょうか。
三井委員	今のことに関しては回答いただいてもいいですか。この JR 東海からの回答は受けとめたという、回答いただいた、ということで。これに対して何か対応をとということではない、という理解でよろしいですか。
田中参事	確認させてください。受けとめた、というのは。
岡本委員	つまり内容についての可否、反対・賛成とかそういうことはともかく、これはこういう回答があつたという情報は共有する、というのがさっきの現状で JR 東海の説明で、中止というお話もありましたけど。現状というのは、今日のこの時点ですすねということですか。
田中参事	今日の審議会に臨むにあつた現状です。JR 東海から回答があつたものが、審議会の皆さんに今日お伝えしてますけれども、前もってホームペ

	<p>ージにも載せて、町民の皆様向けにも、こういう報告ありました、というふうに載せてある状態ということです。</p>
<p>岡本委員</p>	<p>わかりました。で、この中で非常におかしいと思うのが、まず植物ですけども、前のフォーラムで報告されていたものにこれ付加されているわけですが、今日、実は指摘しようと思ってたんですが、今頃これが出てくるとかですね、それから湧水湿地についての説明ですけれども、候補地が尾根筋だから影響はないと、他のところに水枯れ等の影響はない、という説明があったかと思うんですけども。今日の説明は、また違う説明なんですけど、根拠・論拠になってるのが、JR東海の評価書だったと思いますが、これって私たちは、ああそうですか、と理解するしかないということになりますよね。つまり、客観的な論拠はないんじゃないですか。だからそこら辺ちょっと説明が欲しいと思います。地下水の動きっていうのは、まず誰にもわからないんじゃないですかね。こういう説明をされて、これで納得しろっていうのはちょっと理解できません。それでですね、予定の資料、配布していただいていますので、それに従って、意見を述べさせていただきます。時間がありませんので、所々飛びますのでご了承ください。まず、御嵩町は環境の町です。次のページの写真をご覧くださいと、御嵩町史の現代の巻を載せたわけなんですけど、この巻全体の約45%が環境関連に費やされています。90年代から2000年、2000年代初めまでですね、小和沢に計画された巨大産廃処理施設の計画の中止をめぐって、町も町民も大変な苦難を経験してきたわけですね。住民投票で圧倒的多数で町民は計画中止を選びました。金より命の選択というふうに、環境基本条例の前文に書いてあります。木曾川の水を一滴も飲まない御嵩が木曾川と、下流域を守った、ともいわれています。このリニア発生土置き場計画が、このような歴史的経験を持った御嵩町に本当にふさわしいのでしょうか。これをよく考えていただきたいと思います。住民投票の結果を受けて制定されたのが、御嵩町環境基本条例、それから御嵩町希少野生生物保護条例、この二つ。それから、レッドデータブック。この三つがですね、住民投票の結果、生み出された金字塔のような存在になっているということで、この町の環境基本条例、希少野生生物保護条例は、町政、或いはまちづくりの基本理念となるべきものなんですね。それによって御嵩町が環境の町であることを規定しています。この計画でですね、美佐野湿地を残土置き場にするというのはですね、発生土を埋め立てる、こういう行為によって、未来永劫残る湿地、貴重な財産ですが、これをみずから失おうとすることになります。しかも残土の持ち出しは他の市のように可能なわけです。その処分地が美佐野の重要湿地である必然性は何もないと思います。環境の町御嵩で育つ、或いは育ったこれからの世代に対して、これからの世代のために、条例に照らしてこの計画の回避を求めたいと思います。大切な自然を失うことが本当に今、我々がすべきことなんでしょうか。それから、日本は生物多様性条約、それからラムサール条約の締約国です。この見地からも、計画の回避が求められます。それから計画の安全面の問題については、多くの委員の方々と意見は共通すると思います。いくつかあるわけなんですけども、御嵩町の歴史でも比類がないような、大規模な土地の改変を伴う計画なんですけど、フォーラムで十分な説明だったとは思いません。住民の皆さんの理解も得られていないという現状だと思います。それから掘削土、盛土、こういった問題も何ら懸念は解消されていません。掘削土の分析についてはですね、サンプリング方法が非常に恣意的だという印象が強いです。それから、水ですけれども、飲料水、農業用水、それから下流域、非常に広範囲にわたる影響なども懸念されるわけですが、地元の人たち、町民の皆さん、不安は解消されていないと思います。美佐野のハナノキ湿地群、これは重要湿地の選定を受けているわけですが、先ほども追加</p>

の回答が JR 東海からありましたけども、候補地で確認重要生物として、前のフォーラムでは、動物 18 種、ハナノキを含む植物 3 種が報告されていますけれども、実際には重要種は、他にも複数あるということですね、今日ちよろちよろっと回答が出てきたんですが、かなり時間が経っているんですが、非常に不信感を感じますね。どういう調査をやったんですかね。それから、富田先生にもお聞きしたいことですが、移植による保全の方針というのを JR 東海が言っておりますけれども、学術的に確立されていない、とされています。それから、ハナノキについていいますと、今、植生しているハナノキだけではなく、候補地の外から、或いは候補地内の成木から飛散する実生、両方の繁殖可能性を失わせるということが考えられます。ですから、候補地の成木数だけの問題ではない、ということですね。非常に恐れるのは、このハナノキ総体を衰退に向かわせる恐れがあるんじゃないかということです。それから、さっきの追加回答で湧水湿地のことがあったんですが、地下水の状況というのは、JR 東海でもなかなか解明できないと思いますけども、私たちは全くわからないわけですね。そういうことで、湧水湿地というのは守る必要があると思いますけれども。当然ながら、その候補地部分だけで湧水湿地が、自存しているわけではありませんね。広いエリアで雨水が地下に浸透されて、一帯を潤しているということです。残土処分しますと、直接的、間接的に多くの生物種の生存を不可能にするわけですが、その生態系の基盤が、湧水湿地ですから、この湧水湿地も周辺を含めて破壊する懸念があるということです。ここで、御嵩町の希少野生生物保護条例を見ておきたいと思うんですが、非常にユニークで斬新な内容になっています。第 1 の要点は、この第一条の目的です。環境基本条例で目指す環境を実現するために、町内に生息する野生生物の生態系の保存が重要な要素であることから、町事業者及び町民が一体となって希少な野生生物の多様性の確保を図る、こういうふうに目的が謳われています。それから第 2 の要点は、この希少野生生物の定義ですが、6 ページ目をご覧ください。これは町の資料を転用したのですが、平成 17 年 12 月に希少野生生物保護条例案ができた後に、私（御嵩町環境審議会会長として）各地区公聴会で回ったのですが、その時の資料です。国、県の絶滅危惧種の他に、町のレッドデータブック掲載の希少種が、この希少野生生物の中に加えられている、これが非常に大きな特徴です。それから第 3 の要点は、この希少野生生物の保護区域、それから立ち入り制限区域の設定が規定されている点です。こういうふうに希少野生生物保護条例は目的、それから希少野生生物の定義、それから保護区域設定、こういう三つの大きな特徴を持っておりまして、非常に当時としても、今もそうだと思いますけれども、斬新な内容になっています。希少野生生物保護条例の運営と、それから今回のこの計画との整合性などについて、少し申し上げると、当然、保護区域を設定する場合には、保護区域というのは、民地が多くあることとなります。そういう意味で当然、町としては、合意形成に努めなければいけないということになります。一方で、今回のように重要湿地のような選定を受けた場合にはですね、当然、条例の理念から、積極的に協力する姿勢が求められるわけですが、現実はどうだったかということを考えますと、保護区域を設定したという話は一切聞いておりません。今回の重要湿地の選定についてはですね、非常に消極的な姿勢で対応したということになるわけですが、これは希少野生生物保護条例の理念、精神からかなり外れているというふうに思わざるをえません。特に、町民への重要湿地選定の情報提供が、異常に遅れたという点は、環境基本条例の規定からも大きく逸脱してしまっていて問題だと思います。今すでに重要湿地になってるわけですから、この後の対応をどうするかということも、しっかり対応する必要があると

	<p>思います。これはもちろんさっきの保護区を設定するだけでなく、他にも方法はあると思いますけれども、今の条例から外れたような状態を修正しなければいけないというふうに思います。この置き場計画を回避しなかった場合の環境二条例との整合、或いは不整合については、町の責務、これは各条項に町の責務が謳われていますので、その関連条項の責務、それから、条例制定者、条例全体を運営遂行する主体としての責務、これもありますので、こういった責務が問われる、ということになると思います。こういうこと言うと、罰則規定がないから、責務を遂行しなくても良いのではないか、という話が必ず出てくるのですけれども、法律の専門家の方々が言われるように、罰則規定がないというのは、責務を遂行しなくてよいということではありません。責務は当然あるということですね。この重要湿地の今後ですけれども、保全と整備を推進する。それから、エコツアー訪問地を志向するというのが、環境の町としての一つのビジョンの達成だというふうに考えています。あと最後、この重要湿地を OECM に、町として取り組んだらどうかというふうに思います。この 10 月にアライアンスの自然共生サイトの第 1 弾の発表がありました。その認定を受けたのが 122 ヶ所、何とそこに岐阜県が 3 ヶ所、認定されています。そういう状況なので、これは町だけでは駄目かと思いますが、町民と協働ですね、この重要湿地を発展的に保全していきたいというふうに考えます。以上です。</p>
三井委員	<p>それでは続きまして、小栗委員をお願いします。</p>
小栗委員	<p>今、岡本委員が環境条例のことを言われましたが、私の思いも全く同じ。御嵩町の環境基本条例の冒頭に、人間はこの生活の利便性を求める余りに、取り返しのつかないようなことをしてはならないと、子供たちに豊かな自然を残して引き継いでいきたい、そういう理念が書いてあります。それを讀んだときに私は、今言われた野生保護区域、希少種保護区域ですね、これをぜひ御嵩町に木屋洞川と押山川の間に挟まれた区域、それを設定していただくことを検討していただきたいと思います。先ほど富田先生から、候補地 A のところにヤードの土を持っていくと、これをやったら最小安全率が変わってくるんじゃないかと、常時の基準と、地震時の基準が書いてありましたけれども、非常に最低ラインのところに近い数字ですよ。あんなことで我々は安心できるんだろうかと。特に候補地 A の下には、私ども次月という自治会の住民が真下に住んでおりますので、また木屋洞川の下には美佐野の方が何軒か住んでおられます。こういった人たちに脅威を与えるようなことをしてはならないと思うんです。ぜひ、JR 東海の残土置き場計画は、ゼロベースに戻ったときに、ぜひ地元の要望等を受け入れていただくようお願いしたいと思います。今日、町からの説明された資料の中で、分からないことがあるのですが、一つはウランの放射線量、これを測った資料があるんですけども、あそこは地図上のどこに当たるのか、①～④までが、大きなマクロな図ではわかりません。今、私たちが問題にしているのは美佐野工区なんです。美佐野工区のウラン線量を測ってほしい。わずか 4 点ばかりというのは、日吉工区から美佐野区まで全部含めて、たったの 4 点なのか。そういうふうに不思議に思わざるをえない。だから、この 4 点は一体どこを測っているのか。以前、春日井のデータを持ってきて、我々に説明しようとしておられましたけども、そんなことは我々聞いてなかったんです。我々に関係のあるデータで示して欲しいということ。それをぜひ JR 東海にきちんと伝えていただきたいと思います。それから今、岡本委員からも話ありましたけども、木屋洞川と押山川の間、あそこの希少種ってというのは、植物だけでも 30 種ぐらいあったと思います。それがどういう基準で、たった 4 種類しか保護対象種にしな</p>

	<p>いのか、これが不思議でならないです。こういうことを何回も我々は聞いてるから不信感が募ってくる。そういうことで、JR 東海にはもう少し我々に即した資料をわかりやすく作っていただきたい。美佐野工区を聞いてるんだから、美佐野工区のことを説明していただきたい。そういった気配りを JR 東海にお願いしたいと思います。とにかく誠意をもって、きちんと我々にわかるような説明資料を提供していただきたいということをお願いして、私はこれで終わろうと思います。</p>
三井委員	<p>どうもありがとうございました。一つ質問ですけど、先ほどのウランの4ヶ所というのは、御嵩町から JR への確認事項に対する回答というものの、2 ページ目にあるところの4ヶ所というのが、この地図では足りないという意味、さらに特定したものを細かく出してくださいというところでよろしいですか。</p>
小栗委員	<p>美佐野工区はどこを測ったのかということを知りたいんです。それともう一つ、次月のデータが2カ所、出てるんですが、次月のどこのポイントをボーリングして、ウラン線量を図られたんですかね。これもルートを外れたようなところのデータを公表していただいてもちょっと困りますよね。以上です。</p>
三井委員	<p>はい。ありがとうございます。今すぐにご回答が難しいと思いますが、先ほどの4ヶ所に関してもう少し特定した場所を提示いただけるように JR 東海にお願いしていただきたいということと、次月の箇所も、もう少し場所の特定を皆様がわかるような形で提示いただきたいということだけ追加で JR 東海に要求いただければと思います。続きまして、籠橋委員お願いいたします。</p>
籠橋委員	<p>置き場計画に対する意見を10分以内で述べよ、という宿題をいただきましたので、私は一言で言いますと、美佐野残土処分場予定地は、多様性に富んだ御嵩町のホットスポットである貴重な湿地帯であり、トンネル残土で埋めるべきではないと考えています。添付資料 A として、平成 27 年 12 月 22 日、JR 東海に出そうとして受け取っていただけなかった要望書を添付しました。要望事項は、美佐野地区は候補地として不適切な地域であるので、候補地から除外して欲しいという要望です。それから添付資料 B として、同じく平成 27 年 11 月 23 日、環境省の国内希少野生動植物種の選定に関する提案書というものを環境省の希少種保全推進室長にあてて提出しています。これは、ハナノキを環境省の指定種に指定して、そしてハナノキの自生地を破壊から守りたいというそういう意味合いで提出したものです。結局、ハナノキは 2000 本もある、ということで不採用になりましたが、ハナノキの自生地っていうのは本当にこの岐阜県を中心として、もう長野県と愛知県のほんの一部にしかないものですから、そして、生育地が谷間なんです。処分場の最適地なので、どんどんつぶされていってる、残土処分場になっていってるという現状がありますので、指定して欲しかったんです。添付資料についての補足をいたしますと、先ほどからお話に出ています平成 14 年御嵩町環境基本条例で、町の責務として、野生生物の種の保存、生物多様性の確保を謳っています。私はこのレッドデータブックの策定委員として、2005 年、2007 年、2013 年の植物と鳥類を担当しました。2002 年の 4 月 22 日、美佐野地区に初めて調査員 4 名で、入った時に、御嵩にまだこんな自然が残っていたのか、美佐野は御嵩に残された最後の秘境ではないか、という認識を持ったの覚えています。その後、平成 18 年、御嵩町希少野生生物保護条例、それに基づいて生物環境アドバイザー、それから希少野生生物保護監視員を務めました。アドバイザーは、条例に基づいて、町内で計画されている開発計画について、現地調査を行って、2 名以上で意見書を提出するというのが役割でした。例え</p>

	<p>ば御嵩町の瓦礫処分場、それから各民間公共残土処分場、それから北山における舗装工事、吹きつけ工事、可児川の河川改修、また、各ため池の耐震工事などいろいろな計画について意見書を書いて参りました。しかし、美佐野残土処分場計画地では、アドバイザーの意見書は求められたことはありません。ないまま進められたんです。また希少野生生物保護監視員は、希少種の盗掘、伐採、捕獲等の行為に対し、過料を科す権限が与えられていました。この希少種の伐採、誰に罰金を求めればいいんでしょうか。JR 東海でしょうか。御嵩町でしょうか。条例には希少野生生物、植物 4 種、鳥 3 種、魚類 1 種、昆虫 1 種が定められています。これについて JR 東海は何一つ配慮していません。美佐野地域は希少種の宝庫で、植物だけでも、レッドデータブック掲載種、国 10 種、県 18 種、御嵩町 21 種、加茂まで広げると 13 種、全体で 30 種の希少種があるんです。東海地方の固有種が 6 種もある湿地帯であり、氷河期の遺存種で生きた化石といわれる植物が多いんです。中でも、ハナノキは、御嵩町全体 250 本の 3 分の 1、シデコブシは町全体の 3 分の 1 以上、ミカワバイケイソウも町全体の 5 分の 1 が集中して分布しています。こういったところは、御嵩町の中では美佐野以外にないわけです。これに対して、2015 年、議会の一般質問で、質問された議員がいらっしゃいました。その答えは、リニア残土受け入れ、美佐野の町有地周辺の貴重な自然を町は把握している。そして、古田知事に対して、希少動植物の対策を、との意見書を提出しましたというふうに答弁されているんです。御嵩町も県も JR 東海も美佐野の貴重な自然を把握しているというのに、なぜ残土処分場は進められていくんでしょうか。2008 年、国会で生物多様性基本法が成立し、事業者にも、立案段階から生物多様性に配慮を求められるようになりました。都道府県レベルでも基本計画を定めることが求められて、岐阜県でも 2011 年 7 月、生物多様性岐阜戦略が策定されました。私はこの 2011 年から 12 年にかけてこの生物多様性岐阜戦略を清流の国岐阜がどのように保全しようとしているかを PR する仕事をしていました、1 年間。しかし、昨年開催されたフォーラムで JR 東海は、御嵩町から希少種がなくなっても、近隣市町村にあるものは保全しないと説明されました。耳を疑うお言葉でした。1992 年ブラジル、リオで行われた地球サミットで締結された生物多様性条約、2010 年には愛知県名古屋市で COP10 が開催されました。2020 年は、生物多様性の世界目標である、「愛知目標」の目標年であり、「国連生物多様性の 10 年」の最終年でした。熱田区の白鳥会場でイベントが行われました。その会場のマメナシ保全のブースに私は参加していましたが、大村愛知県知事が、回ってみえて、申し訳なかったね、と声をかけられたのです。大村知事は県の改修工事で、一本のマメナシが誤って伐採されたことを知って、そのようにおっしゃられたことに、一同驚きました。ハナノキは愛知県の県木です。美佐野が、もし愛知県だったら、埋め立てられないのではないのでしょうか。国策であるリニア事業であるなら、罰則規定のあるなしにかかわらず、法を順守し、国際的に批判を受けるような自然破壊を行ってはならないと思います。以上です。</p>
三井委員	<p>ありがとうございました。では 10 分休憩を入れさせていただきます。</p>
	<p>(休憩後、再開)</p>
三井委員	<p>それでは、再開させていただきます。続きまして瀨瀨委員、お願いいたします。</p>
瀨瀨委員	<p>私から資料として 3 種類お手元にお配りしております。令和 5 年度決議という、リニア考える会が令和 5 年 5 月 27 日の総会で決議したものでありますが、これに沿って説明します。これを朗読するわけにいきませんので、後程お目通しをいただきたいと思います。この決議を補足しながら説</p>

明を進めたいと思います。まず、中程の1というところで危険な残土の持ち込み反対ということをごに記述してありますが、要対策土処分場について、ということでございますが、JR 東海は未来永劫にわたり、遮水シートで管理しなければならないものを可児川の上流で、しかも山頂付近に処分する合理的な理由が説明できていないということ。2番目、遮水シート封じ込め工法についてでございますが、遮水シートで封じ込めるものが永久に変化しないということであれば、遮水シートの耐用年数は未来永劫、持たなければいけない。つまり、敷設した時の基準を下回ってはならないということになりますので、そういうことからすると、今回の遮水シートは科学的根拠を持たない、ということになります。そして、工法につきましては、工事完了後に遮水シートに破損等があった場合、場所の特定ができないことから補修ができないわけですね。そうしますと、シートを一旦敷設したら、二度と手を加えることができない工法だということがいえるわけでございます。三つ目でございますが、まちづくりの視点から、人口、少子化、農業政策上からいいましてもマイナスとなりまして、まさに未来永劫にわたり、御嵩町は負の遺産を抱えるということになります。以上によりまして、メリットがない上にリスクが余りにも大きいということから、危険な残土である要対策土の持ち込みに反対の立場である、ということになります。そして健全土について言いますと、健全土と要対策土の分別が現実に行えるか等々の理由によりまして、健全土については、危険な残土であれば、持ち込みに反対する立場でございます。2番目に、次世代によりよい環境残すというところの、(1)の美佐野ハナノキ湿地群でございますけれども、これについては、先生方お見えですので簡単に申し上げますと、お手元の資料として「生物多様性岐阜戦略の構築」を配布してございますが、これは計画期間が平成23年から令和3年までの計画でございますが、注目すべきは、10年後の目指すべき姿として、「生物の移植、放逐、放流等を安易に行ってはならないことが、県民に浸透してる」としております。そうしますと、JR 東海の保全計画の「移植」というのが、もう10年前の保全方法でありまして、現在は、遺伝子レベルの保全方法でなければならない、こういうことになろうかと思っております。次に資料「環境影響評価方法書について、岐阜県知事の意見及び事業者の見解」というところの知事意見のナンバー1に、「重要湿地は回避するように慎重に検討すること」とされておまして、知事は、重要湿地は回避せよと、こういうふうに私ども読み取るわけでございます。様々なことから総括いたしますと、重要湿地は保全すべきものという立場でございます。次に、(2)のCOP15における30by30などの保全合意の遵守ということでございます。先ほども竈橋委員からCOP10の話がありましたが、2010年の愛知目標でございますが、愛知目標では2020年までに、陸域の17%、海域の10%を目標としておまして、現目標値のいずれもが30%になっていることから、国際社会は確実に生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻す方向性であるということがいえるかと思っております。次に、JRに対しては、やはり愛知環境賞の最高賞を受賞されていることなどから、ぜひ環境保全に努めていただきたいということと、様々な法律に事業者の責務が規定されておりますので、それに基づいて、協力または環境保全を促進していただくことをお願いし、また求めていきたいと考えております。そして3番目に、盛土の危険性について、ということですが、防災上からこの地域というのは、御嵩町内で災害が起こりやすい場所の一つでございます。資料に書いてあることを二つほど補足しますと、真砂土は、花崗岩が風化したものなんです、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」で指定される特殊土壌でございます。普通土とは異なる性質を持つというものでございます。二つ目が、国道21号の美佐野から次月自治会、つまり美佐

野から次月峠の行政界の信号がございいますが、そこまでの区間は連続降雨量 100 ミリで通行止めになるというような雨に非常に弱い地域であるということがいえるかと思えます。この地域の被災履歴をみてみますと、平成 23 年 9 月 20 日の台風 15 号により国道 21 号が 3 ヶ所で被害が発生しており、1 ヶ所は道路崩壊、そして 2 ヶ所が斜面崩壊でございまして。斜面崩壊の 1 ヶ所でドライバー 1 名が亡くなられておるといことでございまして、注目すべきは、その斜面崩壊が起こったところが、候補地 A 健全土の直下の民家に隣接したところですね、土砂崩壊で亡くなられた場所ということでもありますし、もう少し時を遡りますと、民家に隣接したところに、名鉄系の「松泉閣」という料理旅館がありました、そこも土砂崩れで被災したというようなことが過去にございまして。道路崩壊の発生メカニズムが国交省の次月地区災害調査検討委員会第 2 回議事録にございまして。三つございまして。まとめますと、継続的な点検では異常は認められない、水路の排水施設も正常に機能している。「イ」として、盛り土は、真砂土を主体として築造されていた。「ウ」として、道路の盛土は谷を横断するよう築造された、谷埋め盛土であった。というような結果が出ておるところでございまして、私どもリニアトンネル残土を考えて考える会といたしましては、盛土が崩れないという確証がなければ、断じて容認できない、こういう立場でございまして。そして最後に、町民の懸念につきましてご説明をしておきたいと思っておりますが、一つとして、リニア残土について、産廃の時のように、県の方針に従わないと補助金が出ない、補助金が少なくなる、というような心配の声もお聞きしますが、生物多様性につきましては、先ほどの岐阜戦略にもありますように、全く方向性は同じ方向でございまして、そういうものには当たらないというふうに思っております。また、残土につきましては、期成同盟会で知事が言っておられますように、やはりそれぞれの市町には様々な課題があると。そこで、首長は、みずから考えて決定し、それを町民・市民に丁寧に説明し、理解を得ることが、関係する期成同盟会の会員の役目であると、その趣旨を令和 3 年 7 月だったと思っておりますが、期成同盟会の総会で、知事はおっしゃられました。まさにその通りだというふうに思っております。次に、重要湿地についてであります。重要湿地について、今まで何もいわずに、急にハナノキだ、そして重要湿地だ、と言い出したが、それで良いのか、というご指摘もいただくわけですが、理由として二つあるかというふうに思っております。町は、環境に関する様々な情報が入ってくる立場でございまして。しかしながら、それらの情報を町民に提供してこなかった、例えば 6 年間重要湿地を知らせることがなかった、というようなことでございまして。また、組織としての認識、熱意が欠けていたんじゃないかと、こういう思いはするわけですが。そして、もう一つは、リニア問題というのは、上之郷地区の問題と考えて、当事者意識が低い。そのため、フォーラムや勉強会に出席して、知る機会を得てない人がいる。そういう人の発言だろうというふうに思うわけでありまして。そこで私どもリニアトンネル残土を考える会は、やはり知っていただくのが重要だということで、上之郷の宿地区の高齢者の方から説明して欲しい、というような話もございまして、ここにおられる小栗委員から詳細に説明をしていただいたわけでありまして、その後、私の方から植物だ、鳥類だ、と言うと、ちょっと変わってるんじゃないの、というようなご指摘もあろうかと思っておりますが、どうでしたでしょうか、ということをお聞きしましたところ、やはりそういう気持ちはあったけど、今日皆さん方の説明を聞いてよく分かった、今後については、微力であるが、口コミで、やはり美佐野の重要湿地は重要だ、ということをお聞きして、町におきまして、情報公開とか説明責任を欠くことのないようにぜひとも町民に、正しい知識に

	<p>よって正しい判断をするということが重要でございますので、ぜひその点をお願いしまして、私の意見とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
三井委員	<p>はい。ありがとうございました。続きまして佐賀委員、お願いいたします。</p>
佐賀委員	<p>先ほど額瀨委員もおっしゃられたみたいに、町は町有地という町民の財産を JR 東海に譲ります。JR 東海はそこに危険な残土を置きます。こういう話ですよ。御嵩町や御嵩町民にとってメリットはゼロです。だけど、それから生じる危険ははかり知れません。町はですね、水源地に毒物を置くリスクをほとんど検証した痕跡がないと見受けられます。横着な言い方すれば、百害あって一利なし、こういう政策を熱心に、ここ数年進めてきた。どこに原因があるかという、実は前町長の発言にその原因をくみ取ることができます。例えば、平成 30 年 10 月ごろ、JR 東海に対して、「売ればどういふふうに埋めていただいても結構、町有地に要対策土を置きたいということであれば、JR 東海が大義名分を考えるべきだ。町有地に要対策土を入れるためには、相応の理由が必要になってくる。町有地に要対策土を入れざるをえないような状況でなければならない。大義名分とは、そういうニュアンスである。」もう一度言いますが、「町有地に要対策土を置きたいということであれば、JR 東海が大義名分を考えるべきだ」と、そういうふうに前町長はリードしていました。JR 東海は町民になんと説明したかという、令和 3 年の地元説明会では、「地元の理解が得られなければ、持ち出す」と説明してるんです。また、11 月の町長と語る会に JR 東海も来てみえましたが、質問に対して、「地元が発生土を引き受けなければならない法的義務も、道義的責任もありません」というふうに答えています。要するに、私たちは地元だから発生土を引き受けなければならないというふうに思い込んでいるのですが、JR 東海は、責任も義務もない、法律ではそうなってます、という説明をしています。また、フォーラムでは、美佐野に置くのは、持ち出すところがないからではなく、環境負荷低減のために置く、要望もあった、というふうに JR 東海は言っているんです。JR 東海は地元に対して、環境負荷低減のために、その辺は見解が違いますが、基本的に JR 東海は地元に対して、環境負荷低減をうたってるんです。とても素晴らしいです。それを前町長は、引き受けざるをえないような大義名分を JR 東海は考えるべきだ、そういうことで今日まで前町長はリードして参りました。もう 1 点です。想定外の話です。災害が起きるたびに想定外でした、先の震災でも、想定外でした。でも、あんな津波が起きるのは、ちゃんと予測した人はいるのです。東北電力の社長も予測して高いところに建てた、という話を聞きました。専門家も大きな津波は起きると仰っています。翻って、JR 東海の計画をみると、例えば要対策土の遮水シートでも、モニタリングの計画をみると、ほぼ破れない、という前提でモニタリング計画をしてるんです。破れてもらっては困るんです。それも想定外なんです。あとは、そこに排水パイプを置くんですけど、10 年に 1 度の降雨量で排水パイプの径を計算してます。調整地も 30 年に 1 度の降雨量で設計してるんです。ということは、10 年に 1 度、30 年に 1 度以上の降雨があった場合は、それは想定外。でも、法律では、それで結構っていつてる。では、想定外で泣かされるのは誰かという、いつも地元の人たちです。被害者は 2 度被害に遭うと言われたのは、中坊公平さんですけど、とにかくいろんな意味で、この審議会では、想定外という言葉が極力なくすような、こういう災害があるかもしれない、こういう心配があるかもしれない、ということと皆さんと一緒につまびらかにしていきながら。どのみちメリットはないんです。御嵩町にメリットはゼロだ</p>

	<p>からやっぱり、リスクを過小評価しないで最悪のことを考えて検討していきたいなというふうに考えております。以上です。</p>
三井委員	<p>ありがとうございます。続きまして鈴木委員お願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>論点を四つに整理しました。論点1、審議にあたっての前提条件、何を審議するのか。今までいろいろやってきてますけど、現在のJR東海からの残土置き場計画について審議をするんだ、という前提でいくのかなど。そして何を答申するのか。基本的には、置くことお願いしたい、と言ってるわけですから、イエスかノーかということがまず一義的な回答だと思います。その中間、20%受け入れるとか80%受け入れる、その辺は基本的にどうなのかなど、これは皆さんと意見交換する中でやっていけばいいと思うんですけど。基本的にはお願いされてるので、それは駄目ですと言うのか、それはいいですと言うのか、というふうに私は思ってます。</p> <p>論点の2、JR東海の申し出の背景。リニア中央新幹線は、国家的事業なんですけど、事業主体はあくまでもJR東海という1民間企業なんです。民間企業というのは、経済合理性を第1優先にしますから、決して国ではない、行政ではないということなんです。何でここに残土を置きたいのか、先ほど他の方もおっしゃってましたけど、環境負荷を考慮して置かせて欲しい、ということなんですけど、その根拠は残念ながら示されていません。それから一番大事な事なんですけど、ここに残土を置かないとトンネル工事ができないのでは、と思ってる方がお見えになるんですけど、あくまでトンネル工事から出た残土の処理の話なんです。トンネル工事への影響はほとんどないです。ここに置こうが置くまいが、工事そのものには影響はないです。何が違うかっていうと、外に持ってくとお金がかかるということですよ。近くで置けば安上がりということ。それで、御嵩町だけじゃなくて、隣、瑞浪、可児、多治見とずっとリニアが続いてるわけなんですけど、他はどうなってるのか、というのを簡単に触れます。資料左上に「リニア瑞浪市日吉工区」という資料ですが、要対策土をどうしてるかということ、主に三河湾の明海地区、これ豊橋にあるんですけど、そこに持って行って、埋め立ててます。そこで海面埋め立てをして、将来は車を置く場所ができるようです。そこへ持って行ってます。健全土はどうしてるかということ、工区から、やや北に上がった民間の処分場です。そこに持って行ってます。民間の処分場ですから、アセスは要りません。民間の会社が、ここを処分場にします、ということで許可を得ていますので、JR東海はそこへ持って行ってると。基本的には当然、置かせてもらうので、お金をつけて置いているということです。裏面ですが、三河湾に埋めてるといのは、大分前に、豊橋市議がこんなふうに記事を上げてますので、間違いないと思います。それから次が、多治見大針工区ですが、国道248号線バイパスのすぐ脇にあるので、皆さんこれ走って見たことあると思います。ここの要対策土はどうしてるかということ、可児市にある民間処理施設に搬入して、無害化処理をしています。工場に持って行って、無害化処理してるということですね。健全土は、近隣にあります、これもやっぱり民間の処分場ですね、多分、砂利を取って窪地になってますので、そこに埋め立てをしてしているということです。特に多治見市については、2020年8月11日の朝日新聞で、もうすでに要対策土については、市外に持ち出すことは決定済み、JR東海にも文書で回答した、ということで市長コメントが出ておりました。その裏を見てください。これ西尾工区といいまして愛知県です。愛知県は、アセックというところに、要対策土を持って行っています。これ知多半島の武豊あたりの埋め立て地だろうと思うんですけど、そこに持って行ってます。健全土は、多治見にある砂利を取った跡地、そこへ持って行ってるといふあたりが分かっています。可児市はまだそれほ</p>

	<p>ど掘っていないのか、まだ状況が進んでいないのか、仮置き場は作ったんですけど、要対策土の具体的な情報はもらっていません。ということで、申し出の背景、御嵩町のメリット、デメリットは何か、という話で、メリットは無いという話もありました。それから候補地 A、B の所有の話です。これも今日たまたま資料が出てきたんですけど、私が作った資料と似たような資料が出てきたなと思ってるんですけど、それから先ほどから何回も出てますが、JR 東海の影響評価に対する知事コメントということで。ですから論点 2 というのは、やっぱり JR 東海の申し出の背景、この辺をもう一度整理する必要があるのかなということです。</p> <p>論点 3 ですが、これは今までさんざん出てます。置き場計画の技術的検証ですね。ただこれ心配してるのは、JR 東海がここにいませんし、盛土の専門家いないので、ここをどうやって評価するのか。素人である限り危険だ、危険じゃない、と言ったところでこれ始まらないので、何かいい方法がないかなというふうに感じてまして。専門家意見の聴取とか、そんなこともちょっと考えないといけないのかなというふうに思いました。</p> <p>それから 4 番目、これも何人かから出てます環境問題です。要するに重要湿地だと、重要湿地については、こちらにたくさん専門家がいますので、またそれ以外の意見を聞くのであれば、それもそうでしょうけど。ということで、進めていくにあたって、話を整理して答申を作るには、このような論点でやっていってはどうでしょうか、ということで私の意見とさせていただきます。以上です。</p>
三井委員	はい。ありがとうございます。続きまして田中委員お願いいたします。
田中委員	<p>私は、商工会の推薦ということでこの場に来てますので、どちらかというと経済的なことから話したいと、賛成でもなく反対でもないという立場ですので、正直言って、今回委員になったことを、びっくりしてるぐらいなんですけども、実は 2019 年 4 月にたまたまリニアに乗車するというチケットが偶然、当たりました、4 年前に乗ってきたんですけど、すごい未来な乗り物だなと、ちょっと感動して時速 500 キロを体験してきたんですけど、そのように乗ってワクワクしてたことが、今こんな問題になるとは夢にも思わなかったんですけども、委員になった以上、しっかりと対応させていただきたいと思うんですけども。実際、反対の人がほとんどの意見だと思ってるので、どうしても反対の傾向の意見ばかりだと審議会にもならないと思うので、中立の立場として、反対の意見は反対の人に任せておいて、ちょっと考える意見のことを言いたいと思います。現地もついこの前、見てきたんですけども、昔、ゴルフ場の開発がすでにあって、そもそも自然な状態ではないな、という雰囲気の方が埋まっております、そういう場所もあったんですけども。疑問として、まず一つ、なぜその時に反対運動が起きなかったのかな、というのがまず一つ思いました。それと富田先生の文章にも書いてあったんですけども、希少種、湿地の保全には間伐等の適切な対応が必要だと、里山とかそういう整備することが大事、ということが書いてあるんですけども、実際に今まで整備されてきたのかな、とちょっと疑問に思う。ことが起こってから、何か動き始めたみたいなお印象がすごく強くて、決して賛成してるわけじゃないので、勘違いされては困るんですけども、そんな印象も受けました。疑問に思うことは他にもあって、今回、二重遮水シートが永久じゃないとか、いろんな意見もあるんですけども、そもそも、そういう希少種が、この地球の環境変化というか、そういうものについていってるのかな、自然に無くなるものも多いのではないのかな、ということもちょっと思いました。あくまで自然は僕も大好きですし、大事にしなければいけないと思うんですけども、そういうこと</p>

	<p>もどうなのかなと。あと、要対策土について、JR 東海という企業は、上場企業ですし、株主の目もいっぱいあると思うんですけども、そういう企業を信頼できないような発言があるからいけないかなとは思うんですけど。後で変わったとか、そういうことがあるとイケないかなと思うんですけど、上場企業がそんな下手なことはできないんじゃないのかな、ということもちょっと思ってまして。適切に対応はするんだろうな、という性善説で物事を考えてますので、そういう意見もあるのかなと。あと、僕が一番懸念するのは、先ほど経済的と言ったんですけど、イメージや風評、物事に対してそういうのがすごく怖くて、私、10年前ぐらいまでは名古屋で働いており、御嵩町外でずっと働いてたんですけども、友達とかも今も、つき合いがあっていっぱいいるんですけども、御嵩町の印象を聞くと、「何か住みにくいね」という話をよく聞くんです。それは、いろんな意見もあると思うんですけども、負のイメージがすごく強くて、昔あった産業廃棄物への反対、リニアの残土への反対、新庁舎への反対、すべてそういう反対とかの意見が多くて、住みにくいね、というような印象を与えられることもあって、何とかうまく、反対というよりも協議という形に持っていけないのかな、お互いの話し合いっていう形で持っていけないのかなと。反対、反対、反対という負のイメージの町には引っ越して行きたくない。今、人口増加をしなければいけないという命題もあると思うんですけど、それでは住みにくいなど、亜炭廃坑もそうですし、負の話しかあまりない。先日、電気自動車でお祭りをするって面白い話もあったんですけども、何かいい話で盛り上がっていきなというふうに思います。あと、先ほども産業廃棄物のことがあったので少し疑問というわけじゃないんですけども、約30年前に産業廃棄物処理場の反対運動が起きて、木曾川下流の1000万人の水源を守ったという喜びの声が上がったわけですが、すごい正義感溢れる町、みたいな感じになっているんですけども、あとに残った目に見えない町民の間の遺恨とか、そういう政治的な背景によって公共事業が無くなったとか、いろんな噂がありますけども、それによって倒産したり、土木関係の建築関係の会社が倒産したり、廃業したりという、そういうこともあったようですし。私は今、水道の審議会もやっているので、水源1000万人の命を守ったという御嵩町が岐阜県で2番目に高い水道料払ってる、非常に高い。どうなのかなと、そんなこと思い、いろいろ考えるわけであって、それが今回のことにはちょっと関係ないかもしれないですけど。ただ、そういうこともひっくるめて、経済的メリットとか、御嵩町の将来がどうかということも考えて、いち早く環境問題、経済問題もひっくるめて、よりよい町になっていくように、総合的な判断をして、早く解決したいなというふうに思います。以上です。</p>
三井委員	<p>ありがとうございました。続きまして富田先生お願いいたします。</p>
富田委員	<p>それでは、私も資料を用意しております「美佐野ハナノキ湿地群の価値について」をご覧ください。私、最初に湿地の研究をしておりますご紹介をいただきましたけれども、もう少し広い分野という視点で見ますと、地理学という分野を専攻しております。地理学は、場の科学ともいえるのですが、その場がどんなところかを見ていくという、そういう学問分野になります。そういった観点から、今回は埋め立て残土の意見ということで、もう少し広い視点で、そもそも美佐野というエリアにどんな価値があるのかなというところをお話したいと思います。議論の前提として、残土処分をそのまま進めることがいいのか悪いのか、どのようにしていくのかということをお話すにおいて、価値がどうあるのか、というところもしっかり見ていく必要があると考えており、議論の参考になればとまとめさせていただきます。いろいろな価値があると思うのですが、私はここに書かせて</p>

いただいたように四つほどにまとめさせてもらいました。あとで少々細かくご紹介をしますけれども、これらの価値のポイントをまずお話ししておく、場所性と歴史性があると思うのです。つまり、湿地群のエリアというのは持続的にこの美佐野という場にずっと歴史的に存続し続けた、この場において存在し続けたということに価値があると。言い換えれば、代替不可能性といいますか、他の場所にこれを持って行ったら同じ価値が生まれるかということ、そうではない。ですので、全国いろんなところ全く価値がないところは当然ないと思うのですけれども、そういった観点から、美佐野はとりわけ重要な価値がある場所なのかなと思っております。

詳細のところ一つずつ簡単に紹介をさせていただきます。まず一つ目、希少な生物の生息地としての価値ということで、こちらは勉強会でお話したことでもありますし、他の委員の皆さんからもお話がありましたので、簡単に触れる程度にとどめたいと思います。まずハナノキ、80個体以上が存在しておりまして、またその存在範囲が2ヘクタールにわたるということで、これは分布地域の中でも、最上位クラスになります。分布地域が東海地方に偏ってますので、全国的或いは世界的にみても、最上位クラスということです。そして、東濃東部にもハナノキの分布域あるのですが、そのエリアとはまた違う遺伝子が御嵩町の周辺にあるということが分かっております。遺伝的多様性の保全という点でも要となる地域と考えております。それから他の委員の方からもうすでにご紹介がありました、東海地方の固有種、それからレッドリストの記載種或いは、東濃地域を特徴づける種が集中するエリアということで、こういった点でも価値があると考えております。先ほどから議論になっております、希少種をいかに保全するかという点についてはJR東海からも回答いただいているところですが、個々の希少種が大事ということは当然ではあるんですけども、種を保全するという考え方だけではなく、その種が生きることができる環境、生態系、これがそこにあると、先ほど言った代替不可能性というところにかかってきますけれども、それがここにある、ということが非常に重要です。ずっとこの先、何十年何百年と、この場で存続し続けるという可能性が担保された地域というところが非常に重要であると私は考えております。それは地質構造とか、地形地質といったところが大きく関係してるわけですが、細かいところはまた追々お話ができる機会があればと思っております。

それから二つ目です。生活環境に安全、安心、快適をもたらす価値ということです。これも他の委員の皆様からすでにお話がある通り、たくさんの人たちが暮らす可児市や御嵩町の市街地を控える後背地に当たるところです。可児川の源流域です。特に、上之郷エリアの皆様にとって直接の後背地になるかと思っております。その場所が特殊土壌という話もありましたけれども、その上に現在は健全な森林の生態系、それから先ほどお話しした湿地の生態系があるということで、全く災害のリスクがないエリア、とは言えなくとも、ひとまず安定的な自然環境が現状、存在しているということです。ですので、それを背景として、こうした下流域の皆様に対して、水質が維持されたり、流出量を調整することで、出水を軽減したり、或いは斜面災害を防止したり、そういった価値を發揮しているという点で、安全安心な生活の上で非常に重要な価値を持っているところと思っております。それから、実際にそうした水が豊富な地域ということで、その水を生活用水として使用されている方もいらっしゃると思っておりますし、また豊かな森林が存在するということは、気候を緩和します。地域に長く住まれていると当たり前と感じられてる方もおられるかもしれませんが、私なんかは、違う地域からこちらの方の風景を拝見させてもらって、非常に美しい農村景観があるなということで、心癒される風景だと思っております。こ

れなどは、後でお話するような観光上の価値というところに繋がってくるかなと思っております。

それから三つ目です。地域の紐帯を醸成した歴史的価値、と書きました。ひと月ほど前に、たまたま今日委員ということでいらっしゃっておりますけれども、笹橋さんや小栗さん、それから瀬瀬さんのご協力をいただいて、1930年代に生まれた上之郷地域のお年寄りの方から、この地域においてどのような人と自然のつき合いがあったか、ということ伺ったものをまとめています。かつては、この美佐野の埋め立てが予定されているところは、入会ということで、地域の方が肥料とか、或いは生活で使う薪炭とか薪の採取が行われていたところ。さらには、昭和初期にはマツタケ山として、たくさんのキノコが取れたり、或いは野鳥を捕るカスミ網の猟場として使われていたり、それから民間医療で使う薬草の採取なんかもあったと伺いました。そして、経済的な価値もあって窯場である土岐に、この地域の割り木を持って行って生活を支えたということもあったようです。このように地域の歴史的なアイデンティティがこの美佐野というエリアの山林にあるということをお話を伺って感じました。こんなことで、周辺の集落に実利をもたらしただけではなく、利用の中で、地域の方がお互いの様々なことを理解し合った、つまり紐帯を醸成している地域、と私は感じております。この地域が将来も安定的な状態で維持されるということは、地域のコミュニティの存続という点でも非常に重要なところと思っております。

それから最後四つ目です。文化、教育活動の泉源としての潜在的価値と書かせてもらいました。ここまでお話したように様々な価値があるのですが、先ほど田中委員からお話があったように、なかなかその価値がこれまで利用されてこなかった、放置されてきたという側面があるかと思えます。ただ、それで価値がないかという、そうではなく、これから生かしていくという可能性に満ちたところ、と私はとらえております。先ほど話したように、非常に豊かな湿地生態系があります。これらは学術研究のフィールドとして利用することもできますし、現状はまだありませんけれども、学校教育とか、東濃地域一帯或いは愛知県の名古屋の方からも可能性あると思えますが、自然観察とか社会教育の場として利用されるという潜在性も持っているかと思えます。そして、そうしたところに人々が集まっているような活動したり、或いは保全作業をしたりという中で、健康づくり、生きがいづくりというように、地域の活性化にも繋がってくる価値があると思っております。さらに上乘せをすれば、先ほど申しましたように、外から来た人にとって非常に美しい農村景観があって、そこでひとときを過ごすことで、日常の疲れを癒したりとか、或いは様々な芸術活動とか、余暇活動の泉源となったりということがあるかと思えます。つまり、広くみれば観光上の価値があるということです。上手くいきますと、これは地域資源として経済的なメリットをもたらす可能性もあるかと思えます。ですので、そんな観点でみると、この地域が健全な状態に保たれるということは、地域の将来の活性化と、そしてコミュニティの存続というところで非常に重要なところというのが私の価値の整理です。そうした価値を認めていくことが今後必要なことと思っております。例えば、先ほど岡本委員の方からお話がありましたように、OECMとか、ラムサール条約に指定していくことも当然あるかなと思えます。私の見解からすると、OECMはもちろんのこと、ラムサール条約も、そもそも重要湿地がラムサール条約の候補を挙げる一つのプロセスという側面もありますので、十分に可能性があるかなと。そうやって全国的な知名度が上がってくれば、まだ認められていない、利用されていない価値もどんどん見いだされてゆくと思っております。以上です。ありがとうございます。

能登委員

私は資料を持ち合わせておりませんが、意見というか、お願いというか、そういった話をさせていただきます。今日いただいた資料の中の、JR東海がハナノキやシデコブシ、ヒメコヌカグサなどの希少野生生物、これを移植・播種と書いてあるんですけど、移植というのは、私が単純に考えるに、移植の時期があって、その時に別の場所に移しました、それが定着したかどうかをきちんと見定めて、それから、それが開花したかどうか、そしてその花が身をつけて落ちて、次また芽が出て、そして稚樹になって、幼木に育つ、そのぐらいの長いスパンでみないと移植が成功したということにはならないかと思うんですが。この辺は富田先生の専門なのでまた教えていただきたいんですが、やはり、違う場所に移したから、それが移植が成功した、ということにはならないと私は思っております。ですから、簡単に移植すれば良い、ということには反対だということと、やはり今、先生がずっと仰ってくださったように、長い時間、ハナノキや希少種がとても居心地の良い場所、そして次の世代を育てていくのに、とても環境の良い場所だということ、明かしているわけですから、この重要湿地が、やはりつぶされてしまったら、私達がハナノキや希少種をつぶしてしまった加害者になるのではないかなと思うので、ぜひとも富田先生や、筑波大学の先生がおっしゃったように、域内保全ということで、あの地をできる限り残していただきたいなという要望です。そして、先ほどのウランの話なんですけど、ウランを調査目的としたボーリングの結果について、という今日の資料をいただきました。そこにリニアが通る線が書いてあって、先ほど小栗委員が言われたように4ヶ所、印がついています。ところが私は、1984年のウラン鉱床図、動燃（日本原子力研究開発機構）が測定したウラン鉱床図というものを手に入れて、それを見ました。そしたら、1984年だったと思うんですけど、その時点で、リニアが通る予測線が書いてありました。この通りに。私はちょっと意地悪く考えました。リニアが通るから、その線を外して、動燃がウランのボーリング調査をしていったのではないかという、ちょっと意地悪な見方を、実はこれはある方から教えていただいたんですけど、これはただただその人の個人的な見解で言われたのですが、そういう可能性もあるなと思ってしまったことは確かです。私はなぜこれを疑問にするかと言いますと、この3kmって書いてありますのは、この美佐野湿地の工事をしようとしている場所より随分外れた瑞浪市の方なんです。ただ単純に、なぜ美佐野湿地の工事トンネルのところをちゃんとJR東海が調べてくれないのか、というところが疑問なので、その辺もすっかりJR東海にお聞きしたいです。なぜ離れた場所の3kmを調査したのか。リニアが通る線がわかっているのなら、やはり美佐野湿地のところをしっかりと調べて欲しかったと思います。そして、御嵩町の基本条例とか、いろいろ条例がありますけれども、すばらしい宝物だと思うんです。そんな条例を幾つも持っているところはあまりないと思うんです。私の最近、御嵩町が本当にすばらしい町だなと思ったのは、御嵩町の町民憲章なんです。御嵩町民憲章の1、「自然を大切にし、潤いのある郷土を作ります。健康に勤め、はつらつとして仕事に励みます。教養を積み重ね、文化の向上に努めます。決まりを守り、明るい暮らしを築きます。」このように町民憲章が謳っています。これは多分、憲法25条の生存権、人として安全に健康で暮らせるというものを担保してくださる、そういう町民憲章だと思います。すべての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有するという、このすばらしい人間らしく生きることを守って欲しいということが書いてありますが、これをぜひ守っていただいて、ウランの被害が出て、文化的にも、環境的にもとても大事な自然をつぶすようなことはしていただきたくないなと、私の意見です。終わります。

三井委員	それでは吉田委員お願いいたします。
吉田委員	<p>御嵩町安全協議会から選出されました、吉田です。よろしくお願ひします。私も資料を1部用意しておりますので、これをもとに説明させていただきます。まず、私は安全協議会という、御嵩町の建設会社の集まりの代表として来ており、土木会社所属の人間でございますので、土木の基準等が守られている工事に対してはその安全性について否定することはできないので、その点についてはご承知おきいただければと思います。意見としての1点目が、盛土計画についてなんですけども、現在の私の認識では、候補地A、Bに盛土するのか、外に出すのかという、ゼロか100かの議論が行われていて、候補地A、Bに盛土しても活用方法は決まっていないので、このまま進むと何も活用されない土地にJRがわざわざお金をかけて土を盛る、というような認識でおります。配布資料の1枚目なんですけども、これは高速道路の4車線化事業での最終的な土配結果になります。このときには120万㎡の土が残土として残って、それを各地に盛土しているんですけども、その盛土っていうのは、発注者が自治体をお願いして場所を探してもらったり、逆に自治体等から要望があったりした箇所に盛っているものになります。いろいろな場所に盛っておるんですけども、例えば、道の駅のかさ上げであったり、国道バイパスの整備であったり、林業の斜面がきついということで、平らにしたりとか、雪捨て場を造成したりとかっていうので使われております。なので、私がここで言いたいのは、1ヶ所に盛土しないといけないってわけではなくて、他に有効に使えるような場所で、ある程度の土が必要な場所があるのであれば、そちらに全部じゃなくてもいいので、分散する方がいいのではないかと、ということです。これだけ特に使用されないような土が出るということは、御嵩町にとってもチャンスな部分もあると思っております。現在、採石の値段が大体1㎡で2000円とか4000円とかするんですけども、それが1万㎡活用できるだけでも数百万とか数千万っていう費用が圧縮できるので、それを活かしていくことも必要なかなと思っております。ですので、JR東海も含めて、官民合わせて、他に活用できる用地、全部が全部じゃなくてもいいので、どこか持っていけるところがないのかっていうのを探すのも必要だと思いますし、そうすることで事業の費用を圧縮できて、仮にですけど、候補地A、Bに盛るということになった場合も、転用した部分の土量分は、盛土量が減るので、環境負荷は軽減されますし、仮に全部JR東海が町外に出すっていうことになったとしても、JR東海の運搬費用や、処分費用っていうのも減るのではないかなと思っております。2点目が要対策土の処理の仕方についてです。現在、JR東海が提示してるのは、先ほどから説明がある通り、二重遮水シートによる封じ込め対策なんですけども、これについても様々な意見がありまして、シートが破れるとか、要対策土が流れ出る恐れがある、ということで先ほどから意見が出てると思っています。資料の2ページ目なんですけど、これ古いものなんですけど代表的な対策工法を示した比較表になりまして、工法のメリット・デメリットが記載されているのでわかりやすいなと思って添付させていただきました。一番左の対策工法が、吸着層工法ということで、岐阜県でよく行われてるらしいのですが、やおつトンネルでヒ素が出た際も、この吸着層工法でこの辺りの道路の下に埋まってるっていうふうに聞いております。真ん中が不溶化工法、一番右が、シート封じ込め工法なんですけど、これは一層なので、JR東海の二層とはちょっと違うんですけども、この図を見ると、平地に封じ込めを行ってるので、安定感が何となくあるかな、というふうに感じると思いますが、JR東海の計画は山肌に斜面盛土で行うので、岐阜大学の高盛土委員会の承認を受けているということだったので、それについての安全性をとかかく言うことはないですが、不安になられる方がいるっていうのは分か</p>

	<p>ります。二層シート封じ込め対策工法自体につきましても、各所での使用実績が多くて、高濃度の重金属を封じ込めるときはこの工法しかない、というような工法なんですけども、様々な意見が出ておりますので、JR 東海もシート封じ込めにこだわらずに、不溶化や、その他の工法も踏まえて議論すべきでは、と思っております。資料を読む限りではまだ、JR 東海も要対策土の有識者委員会を開いていない、ということだとも思いましたので、そういうことであると二重シート工法を委員会にかけて、委員会でそれを承認してもらってという形にしかないのかなと思います。しかしながら、委員会かけるのであれば、他の工法も踏まえて、委員会でこの工法は駄目です、というのを出して、残った工法をまた議論していくべきでは、と思います。配布資料の3枚目、4枚目ですけど、こちらは東海北陸道の白鳥トンネルでフッ素が検出された際の対応を記した資料になります。この時は、NEXCO 中日本も委員会を立ち上げまして、委員会の中でそのフッ素をどうしていくかっていうのが議論されました。その議論の中で、フッ素については不溶化と、分離化の二つの方法が採用されまして、実際にその工法で処理して、2年間、地下水の調査をして重金属が出なかったの、それで対策が完了したということになっております。両方とも写真とか図をみると、工場とかに持っていったわけではなくて、その用地内で多分処理を行っているということだったので、多治見市は処理施設に持っていったみたいなんですけども、この方法は、工事場所でも対応はできる、というような形でした。不溶化とか無害化っていうのも、完璧ではないですし、やれるやれない、対応できる重金属かどうか、というのもいろいろあると思いますので、私は不溶化がいいと言ってるわけではないんですけども、こういったいろんな工法の中から検討して、最終的にこうなりましたっていう話ではないと、なかなか説得力がないのかなと思いますので、こういったことも提言していかないといけないのかなと思います。私からは以上になります。</p>
三井委員	<p>皆様ありがとうございます。続きまして、杉本委員の方から少しコメントというか、ご意見を承っておりますので、お願いします。</p>
田中参事	<p>本日、杉本委員ですがご欠席されております。ご本人の方から、この意見をこの場で述べてくれ、というふうに預かっておりますので、私から代読させていただきます。（以下、代読）</p> <p>私は今、東京都府中市の都立総合医療センター9階のベッドに横たわっています。救急車で運ばれて、やっと開腹手術を受けることができました。生存できたのは奇跡かもしれません。こんなわけで、11月は休みます。申し訳ありません。さて、私が委員に選ばれたのは、私が抱えていた町との裁判が決着し、その際に、新町長さんにお話した内容と、レポートだったように思います。裁判の頃から前町長の行為については、町民有志からの要請もあり、いくつかの問題を調べていました。その中の一つがリニア残土問題でした。一方、私は住民参加と合意形成に関わるレポートを朝日新聞総合研究センターの主任研究員として出しており、そこでは愛知万博の代替案成立の過程や、吉野川第10堰の代替案について触れています。いずれも環境アセスメント問題です。私のささやかな知見や調査記録が役に立つのなら、と受けました。本来の記者としてお役に立てればと思いましたが、出版状況が悪くてこれは先に延ばしました。今回の審議会の特徴は、行政が先に落とすところを作っていないところにあります。私は過去30年以上、国の審議会や検討会を取材してきましたが、自治体を含めて例がありません。つまり、それだけにこの審議会は大変な責任を負うことになります。例外は万博検討会ですが、これを裏で動き回り、開催にこぎつけたのは松崎さんという、孤高の武士のような環境省から万博事務</p>

	<p>局に派遣された方でした。もう一つの特徴は、肝心の JR 東海がないことです。しかし、いないから何を言ってもよいことにはならない。罵詈雑言を投げて、「町長さん、これを伝えてください。」では審議会はもう崩壊です。反対もまたあり、前町長が飲もうとした案には、合理性と説得力、そして合意形成の努力の跡が全くありません。私の尊敬する人で、名古屋大学名誉教授、島津康雄さんがいます。アセスメントの神様といわれる人です。若いころ、地球物理学で名をなし、その後、日本に環境アセスメントを導入し、日本の環境アセスメント法の最大の貢献者です。30 年お付き合い頂き、自宅近くで何回焼肉をご馳走になったことか。その島津さんが自宅でこう言っていました。「杉本さん、日本最悪のアセスメントは何かと思う。」と、「辺野古は。」と言うと、「ご名答。次はリニア」でした。「目方ばかり重くて中身が薄い。第一、住民が見てもさっぱりわからない。」と。次回、アセスメントについて詳しく説明します。この審議会はアセスメントの手続きには入っていません。町の説明資料があるのなら見てください。私は見た記憶があります。アセスメントの手続きに入ると、町長が県に対し意見を言う機会が 1 回ありますが、これが知事意見に反映される確証はありません。また、知事意見は最後に JR 東海に出されますが、それがそのまま受け入れられるとは限りません。だから、町長は残土の手続きの最終の前に、この審議会を置いたのだと思います。これは、環境省が環境庁時代に藤前干潟と三番瀬干潟で採用し、大成功をおさめたことがあります。町長は相当勉強されたのではないのでしょうか。JR 東海は、前町長が出馬しないと発表すると、3 月から 5 月にかけて、A 用地の民地の大半を買い取ったのはなぜでしょうか。新町長に変わったら協議したいと言いながら、まるで住民の意向を無視するようなことは、おおよそ公共交通を担う巨大企業がやるようなことではないと思います。私は専門委員として、町内の委員さんたちが、よりよい内容をまとめるのに貢献できたらと思っています。JR 東海が不信感を持たれるのは、出すべき資料を出さないからです。岐阜県のアセスメント審査会で、応対の仕方が余りに悪いといった、その姿勢にあると思います。アセスメント軽視がこの会社にあるのかと。こんなことでは、海外に事業展開できるのかと逆に心配しています。同じようなことを、私の知人の環境省幹部も言っていたことを申し添えておきます。</p> <p>今日、もうひとつ連絡がきまして、「今日再び緊急手術が決まりました。メンバー全員の活発な議論を期待しています。」</p> <p>杉本委員からの意見は以上です。</p>
三井委員	<p>ありがとうございました。今、杉本委員のご意見も踏まえて、皆様のご意見が多岐にわたり、あと重なる部分も多く、これまでのフォーラムの内容との重複等もありますので、少し皆様の意見も集約していただく時間で 10 分から 15 分ぐらい事務局の方でまとめていただきます。というのは、次回からこの審議会は、実際に何を議論していくのかというテーマを決めていく必要があります。少なくとも第 2 回目、次回は何をするのかということきちんと段階を踏みながら考えていくために、ちょっと事務局の方で整理していただいて、その内容をご説明いただいた上で次回のテーマを決めたいと思います。よろしく願います。17 時再開ということで、少し休憩してください。皆様、大変お待たせいたしました。スケジュールのことありますが、先に審議のテーマの決定ということで、まずは今、手元に事務局の方が急いで取りまとめたくださった資料についてのご説明をお願いできればと思います。</p>
	<p>(15 分休憩。事務局にて資料作成。)</p>
田中参事	<p>大変お待たせいたしました。今お配りしました資料、フォーラムの結果</p>

	<p>を受けまして、御嵩町で事前にこういう議論がなされて、こういった問題点のご指摘がある、というところをまとめていたものに、本日の委員の皆様からの意見を加えて整理したものでございます。</p> <p>まず一番、要対策土の安全性につきまして、(1) 要対策土の紛れ込みの懸念に対するもの、という視点の議論テーマがあるかと思えます。問題点につきましては記載された視点の議論があるというところでございます。次、2 ページにいきまして、(2) 遮水シートによる封じ込めの懸念に対するもの、という視点があるかと思えます。問題点としましては、こちら三つ挙げておりますが、本日の意見も踏まえて、こういった意見が出ているかというふうに思っております。続きまして3 ページ(3) 水質モニタリングの懸念に対するものでございます。問題点の方につきましては三つ挙げております。</p> <p>続きまして4 ページ、要対策土だけではなく、発生土の安全性について、という議論、(1) 地すべりとか高盛土の懸念に対するもの、という視点があるかと思えます。こちらの方も記載された視点が問題として提起されております。続きまして5 ページ、(2) 崩落、土石流、排水の懸念に対するものということで、こちらにつきましても、記載された議論がありました。続きまして6 ページ、ウランによる健康被害の懸念に対するものということで、問題点二つ、こういった視点もあるかと思えます。</p> <p>続きまして7 ページ、重要湿地や環境保全について、ということで(1) 重要湿地の自然環境保全の懸念に対するものということで、本日多くの意見が出されておりますが、こういった問題点を拾って挙げております。こちらの方につきましては、7 ページから8 ページにわたって意見が出ております。続きまして9 ページ、環境負荷の懸念に対するものとまとめさせていただきましたが、環境負荷の観点から持ち出す、というようなことも議論になっている中で持ち出しということも含めまして、環境負荷の懸念に対するもの、ということで入れております。問題点の方としましては、本日の議論も結構ありましたが、記載のものが挙がっているかと思っております。</p> <p>最後になりますが10 ページ、JR 東海について、ということで本日の議論を踏まえまして、新しく甲立させていただきましたが、今日、委員の皆様からこういったような問題点の提起があったかと思えます。また、その他ということで、今までのものとはまた違う視点ということで、記載されたご意見もございました。</p> <p>町から、次回以降の審議をするテーマにあたってのご参考ということで、フォーラムの状況等を踏まえまして、一旦まとめさせていただきましたのでご確認の方よろしくお願いたします。</p>
三井委員	<p>ありがとうございました。今、町でまとめていただいたものを大きく分けますと、要対策土の安全性、発生土の安全性、そして本日、皆様が非常に議論いただいた重要湿地・環境保全についてですが、1, 2 に関しては、JR 東海からの説明や回答をいただかないと先に進みにくい部分も多いのかと思われしますので、一旦、第2回のテーマを「重要湿地と環境保全について」とさせていただこうと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
大畑委員	<p>今回は欠席なので、鳥類の話が出ると参加できないのですが。</p>
田中参事	<p>重要湿地につきましても、委員の皆様から意見があったとおり、植物などと、鳥類・昆虫とかそういった動物とで、内容も違うと思っておりますので、大畑委員がご欠席されるということにつきましては、特に鳥類につきましては、そこのテーマの有識者としてのご意見は、次回以降に回すという形でできればな、というふうに考えております。</p>
三井委員	<p>まず、重要湿地だけでも非常に多くの議論しなければならないことがあ</p>

	りますので、一旦、重要湿地と環境保全ということで、次回、第2回だけで終わるのではなく、続いて、大畑委員からのご意見を賜る機会というのも、この審議会の中で設けさせていただくということによろしいでしょうか。
大畑委員	はい。
三井委員	それでは、さらに具体的に第2回までに考えていただくところを、事務局でまとめていただいて、当日皆様が具体的なご意見を持って来ていただけるような形で、改めて提示いただくと。今日、非常に有益な資料等いただけたのが本当によかったかなと。例えば専門的な部分で、こういった残土のいろいろな処理の仕方というの、実際、専門家の方しか分からないという視点から資料いただけたのはこの審議会にとっても非常にいいことだと思います。事前に用意できる期間が本当に短く、非常に抽象的な言い方で申し訳ないんですけど、重要湿地と環境保全について第2回のテーマとしますが、もう少し具体的な形で、委員の皆様には、今週中ぐらいに出させていただいて、資料やご意見を集約できるような形で提示できればと思っております。と、勝手に私が申し上げましたが、よろしいですか。
小栗委員	ちょっといいですか。この資料は、例えば、要対策土の紛れ込みの懸念に対するもので、有識者が基準やルールに適合している、ということをおっしゃられるようですが、そんなことは分かっているのです。適合していれば前に進めてもいいのか、ということの問題にしている。
三井委員	これは、あくまでも進めていいかどうか、ということではなく、一旦、有識者が駄目だと言っていない、という提示と受け止めていただければ。それは理解しましたから、町として考えなくてもいいんだよということではなく、これはあくまでも、整理をしていただいた内容だということで、データとしてとらえていただければと思います。
鈴木委員	大変不満な内容なので、これ技術的な部分って、フォーラムと同じなんですよ。もうさんざんフォーラムでやった内容なんです。だからこれを検証するには、やっぱり第三者の専門家を呼ばないと、いつまでたっても同じ議論ですよ。盛土が安全なのか、委員会を通りました、計算で1.0です、と言われたら、それ以上言うことないよね。それでも危険でしょうと思うよ。だから、そういうのって誰がどう検証するんですか。算数でもう1.0ですから大丈夫です、何も言うな。という話になっちゃうんだけど。さっきから出てるけど、想定外っていうのもあるわけじゃないですか。そこも考えると数字の問題じゃないんだけど、ここの部分はずっとフォーラムでやってきて、安全性が確認できなかった、というのが結論なんですよ、フォーラムの。それとまた同じことをやろうということか。
三井委員	そういった意味での資料ではないと思いますので、事務局から少しご説明ください。
田中参事	この資料は、フォーラムで説明された内容とか、フォーラムで出た問題とされた意見はこういうことです、というふうにまとめさせてもらったものです。そこに、本日の皆さんの意見、問題だというご意見がたくさんあったので、それを加えたものがこの状況です。その上で、先ほどおっしゃられた、安全性について、どこまで求めるのか、とかそういったことについては、この審議会の中でどこまで求めないといけないのか、ということ審議していただくのが始まってくるといふふうには考えてます。この結果がすべてなのでこの通りいきます、というものではないので、ご承知いただきたいと思っております。
三井委員	多分、ここまで分かっているので、それにプラスして必要なこと、こういったデータをくださいとかを事務局に伝えていくという。
鈴木委員	それを町に言ってもまた JR 東海が答えるだけではないですか。町は専

	<p>門家ではないのだから。</p>
三井委員	<p>そういうわけではないですよ。町が答えるのではなく、こういう専門家の意見が欲しいとかっていうことを、多分この中で決めていく。先に進まないといけないんですけども、それ以上の情報というのを提示いただけるんですよ。</p>
田中参事	<p>イメージしているのは、例えば、今のお話で、ここまでの確認が必要だと、ここまで求めないといけないんだ、という審議会の中で意見がありましたら、そこについての詳しい専門家の意見を聞きに行くとか、そういうことはできるかと思っています。盛土の安全性、多岐に渡っていますので、それをすべて網羅する先生というのは多分、フォーラムでもそうだったんですけど、いらっしゃらないかと思っていますので、この審議会の中で、この点については、基準はこうなんだけど、さらにここでの確認が必要なんだ、ということであれば、その考えについて、専門家に聞いていくということはあるかなとは思いますが、審議会の中で、この分野のここについて、ということであれば、先生に聞きに行くか、先生が来ていただけるということであれば、参考人という形もあるかなと思っています。ただそれは、先生次第というところはあります。</p>
鈴木委員	<p>納得できない。どうやって専門家のいないこの場で盛土の安全性を協議していくのか。皆さんはどう思いますか。何を求められているのかよく分からない。</p>
大畑委員	<p>同感です。もう散々フォーラムでやったわけなので、それ以外の専門家を呼んで話を聞くというのはあるのかもしれないが。 もう一つは、今の情報をもとに審議会で判断する、というやり方ならそれもあるのかもしれない。</p>
能登委員	<p>素人考えで申し訳ないんですが、こちらがまだ本当に納得できない部分を教えていただくってことですか。私、ちょっと遮水シートのこと、こういう状態になるのではないかっていうのを、これ熱処理してあるものなんですが、熱処理のところは強いです。ところが、こうやって引っ張ると、引っ張られたこのところが薄くなる。だから、その遮水シートが二重であるっていう、安全性は担保できないっていうのを、最近ずっと考えてて。そういう疑問を払拭してもらえてることですか。それからもう一つ、現場で歩いて、その現場近くの石。本当に丸い石ころなんですよ。真砂土の小さい、そこでは拾えないのでその近くで拾ってきたんですけども。これを盛土するというのが、すごく危険なことなんじゃないかなっていうのを、現地を歩いても、足元見ても、そういう感じがしましたけれども。同じ状態の石を拾ってきましたけど、本当にコロコロなんですよ。だから、こんな盛土してよいのかと、疑問も湧いていますので、そのあたりの疑問も解いていただけたらありがたいなと思います。</p>
田中参事	<p>今おっしゃられたとおり、フォーラムの議論はベースには考えています。で、フォーラムで議論がされたことについては、そこで有識者の方には、ここで書いてあるとおり、検査の規則とか基準とかルールへの適合についてはどうだというのは聞きまして、そこについて、適合しているという部分を確認しているものもありますし、化学の有識者として、それ以上言い切れない、ということをおっしゃられているのも聞いています。そういう状況で、今この審議会を迎えていますので、今度、そこについて、まださらにここが安全性の不安がある、ということについて、そこを追及していかなければならないということであれば、その専門家にもう一度、確認をしに行きたいと思っているのですが、同じことの繰り返しなることも、それはあり得るかなと思っています。</p>
鈴木委員	<p>まず最後のページ。これ番号が3、4じゃなくて4、5だと思いますけ</p>

	<p>ど。もう一つ言いたいのは、さっき論点整理をしたつもりなんですけど、何を審議するんですか、審議する背景。これが全部抜け落ちてるんですよ。いきなり技術的に良いですか、悪いですか。重要湿地は先生がたくさんおられるんですけど、この1、2の進め方ってものすごい危険な進め方のような気がして仕方がない。だって計算で1.0になってるって言われたら、それ以上言いようがない。心配だとしか言えないんです。確かに算数上はいいんですけど、それでも心配ですと、それをどう受けとめてくれるんですかっていうことなんですよ。</p>
小栗委員	<p>先週日曜日に南垣外の盛土を見てきました。あそこは、きちんと林地開発法の手引きに従って盛土しているはずなんだけども、ざっと見たところ、もう5ヶ所ぐらい崩れてきております。どこが弱いかといったら、30度の斜面で、高さ5メートルごとに2メートル幅を設けなきゃいけない。その角、あそこは固まらない。何回ブルドーザーで往復したところで。そんなところがもうパッと見た感じで5ヶ所ぐらいあるから、これ崩れるなと思った。それからこの資料の中に、排水機構について、というところがありましたけども、幅20センチ高さ20センチのU字溝ではすぐ埋まる。この前の南垣外を見てきたら、南垣外はまだU字溝入れてないんですけども。そういう心配があるから、基準に従ってきちんと適合しているからっていうこの簡単な有識者の見解なんですけども、その時は良くても、必ず踏み固めたものは崩れてくる。だから心配してる。有識者は計算で頭のいい方がやっているのかもしれないけれども、それ以上のことが自然界で起こってるんだから。だから現地を一度見てくださいと、お願いしたんですけども。</p>
大畑委員	<p>町がまとめた資料は、これはこれで、こういう状況です、という参考資料としては分かりやすいので結構ですけど、鈴木委員が論点整理されたこの順番で行うのがいいんじゃないかと思います。1日で終わらないものもあるでしょうし、委員の中に詳しい方もいらっしゃるかもしれません。フォーラムで呼んだ先生の考えは大体分かっているから、その分野で違う考えの先生の意見を聞けたらと思います。物事は同じことを見ても、非常に心配だっていう専門家もいれば、大丈夫だと言う専門家もいて、幅がある。</p>
富田委員	<p>大畑委員がおっしゃったこと、私もその通りだと思っております。セカンドオピニオンといいますか、私は盛土とか、重金属対策については、全くの素人なんですけれども、例えば、湿地関連にしても、フォーラムに出ていらっしゃった玉木先生と私とでは若干の意見の違いがあって、その辺りも踏まえて、なるべくたくさんの専門家に意見を聞くというのが大事なかと考えます。あともう一つ思いましたのが、そうした客観的な知見というものが、結論になるのではなく、それをどう判断するかという価値判断といいますか、そこの部分をここの審議会で決めると思います。ですから専門家が安全といっても、ここではやはり不安が残るので安全ではないとみなすという結論が出てもいいとは思っているんですよ。それをするのがこの場だと思うので、専門家の意見はなるべくたくさん聞いて、それをもとにここで判断するという流れができればなと思っております。</p>
三井委員	<p>ありがとうございます。それでは、今3人の方から、この鈴木委員の内容に沿っていくかというのとはともかくとして、この部分で審議をというお話なので、一旦、論点1から始めることで、第2回を迎えるということではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。同じなんですけれども、やはり審議にあたっての前提条件、審議では何をするのかということに関しては、皆さんからのご意見、もしくは皆さんか</p>

	<p>ら、先ほどの専門家からの意見というようなことがあれば、時間が短く、登壇いただくのは難しいかもしれません。ただ、ヒアリングをしていただく等は、可能性としてはあるかもしれませんので。そういったことも踏まえて、まず一旦、多分、ちょうど論点1に関しては、本当の第1回目が、次回から始まるという考え方で、皆さんからまたご意見をいただくにあたり、事務局からご意見いただきやすい形で一旦、整理をしていただいて、ご連絡をいただければと思います。よろしいでしょうか。ちょっと時間もかなりオーバーして申し訳ございません。それでは第1回目はまず、本審議会が何を審議していくか、ということをごきちんとしていき、その順番も、今、三つですと、私は申し上げてしまいましたが、そうではなく、その論点の順番もこの中で決めていきながら進めていくということで、次回開催したいと思います。よろしく願いいたします。それでは一旦事務局の方にお返ししまして、事務連絡の方お願いいたします。</p>
澤田係長	<p>はい。ありがとうございます。本日は長時間にわたり誠にありがとうございます。少し日程のご案内させていただきます。第2回審議会の日程、12月3日（日）、お時間は午後2時30分からでございます。場所につきまして、御嵩町役場をお願いをさせていただきたいと思っております。</p> <p>では、長時間にわたり誠にありがとうございます。最後に企画調整担当参事の田中よりご挨拶申し上げます。</p>
田中参事	<p>皆様、長時間にわたり、大分時間を過ぎてしましまして申し訳ありません。私ども事務局の不手際でございます。本日の審議会第1回ということで、これから7回予定しておりますが、それまでの間、今回キックオフという形で、まずは本日、皆様からいろんな意見をいただいたところから始めていきました。また第2回以降、議論を深めていっていただきたいと思っておりますので、事務局もできる限り頑張っていきますので、どうかよろしく願いいたします。</p>
澤田係長	<p>これで第1回御嵩町リニア発生土置き場計画審議会を閉会いたします。傍聴いただきました皆様お帰りには十分お気をつけください。</p> <p>第2回以降の日程、また本日の議事録等は準備が整い次第、順次町のホームページに掲載させていただきます。本日は誠にありがとうございます。</p>

17 : 50 終了